

令和6年度  
八王子市包括外部監査の結果報告

「生涯学習推進事業に係る事務の執行について」

令和7年2月6日  
八王子市包括外部監査人  
公認会計士 木下政昭

# 目次

第1編 外部監査の概要.....	6
1. 外部監査の種類.....	6
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	6
(1) 外部監査対象.....	6
(2) 外部監査対象期間.....	6
3. 事件を選定した理由.....	6
4. 外部監査の方法.....	6
(1) 監査の視点.....	6
(2) 主な監査手続き.....	7
(3) 監査対象.....	7
5. 外部監査の実施期間.....	7
6. 外部監査チーム.....	8
(1) 包括外部監査人.....	8
(2) 包括外部監査補助者.....	8
7. 利害関係.....	8
第2編 生涯学習政策をめぐる最近の動向.....	9
第1章 国・東京都の動向.....	9
第1節 我が国におけるウェルビーイングの向上.....	9
1. 第4期教育振興基本計画の策定.....	9
2. 総括的な基本方針.....	9
(1) 持続可能な社会の創り手の育成.....	9
(2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上.....	10
3. 5つの基本方針.....	14
(1) 基本方針1：グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成.....	14
(2) 基本方針2：誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進.....	16
(3) 基本方針3：地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進.....	17
(4) 基本方針4：教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進.....	18
(5) 基本方針5：計画の実効性確保のための基盤整備・対話.....	19
4. 教育政策の目標と基本施策.....	20
第2節 東京都教育ビジョン（第5次）.....	24
1. 東京都教育ビジョン.....	24

2. 柱1：自ら未来を切り拓く力の育成 .....	26
(1) 基本的な方針1：全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 .....	26
(2) 基本的な方針2：Society5.0 時代を切り開くイノベーション人材を育成する教育 .....	27
(3) 基本的な方針3：グローバルに活躍する人材を育成する教育 .....	28
(4) 基本的な方針4：主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 .....	28
(5) 基本的な方針5：豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 .....	30
(6) 基本的な方針6：健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 .....	30
3. 柱2：誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実 .....	32
(1) 基本的な方針7：教育のインクルージョンの推進 .....	32
(2) 基本的な方針8：子どもたちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実 .....	32
(3) 基本的な方針9：教育活動の推進 .....	33
4. 柱3：子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化 .....	35
(1) 基本的な方針10：これからの教育を担う優れた教員の確保・育成 .....	35
(2) 基本的な方針11：学校における働き方改革等の推進 .....	35
(3) 基本的な方針12：質の高い教育を支える環境の整備 .....	37
第2章 八王子市における生涯学習支援事業の現状 .....	38
第1節 八王子市生涯学習プラン .....	38
1. 生涯学習プラン策定の背景 .....	38
2. 生涯学習プランの位置付け .....	39
3. 生涯学習推進のための視点 .....	40
(1) 視点1：すべてのライフステージに応じた、切れ目ない学び .....	40
(2) 視点2：「学び」と「活動」が循環し、地域社会に還元する学び .....	41
(3) 視点3：地域社会全体でつながり、広がる学び .....	41
4. 施策の方向性 .....	43
(1) 社会人の学び直し（リカレント教育） .....	43
(2) 若者の学び、高校生・大学政党の活動の支援 .....	43
(3) 子どもの頃から始める生涯の学び .....	43
(4) 障害者の生涯学習の推進・共生社会実現に向けた取組 .....	44
(5) 地域全体で子育てと子育て家庭を応援 .....	44
(6) 生涯学習活動における学校、家庭、地域等との連携 .....	45
5. 基本理念と基本施策 .....	46
6. 基本理念を実現するための施策 .....	46

第3編 監査の結果.....	48
第1章 八王子市生涯学習プラン.....	48
第1節 基本施策1：誰もが学べる環境づくり ～まなぶ～.....	48
1. 概要.....	48
2. 監査の実施.....	48
(1) 監査手続きの概要.....	48
① 現地視察した文化施設.....	49
② 現地視察したスポーツ施設.....	57
(2) 監査の結果.....	64
① 絹の道資料館隣地の樹木について（意見）.....	64
② 絹の道資料館のトイレについて（意見）.....	67
③ 国史跡八王子城跡ガイダンス施設の設備について（意見）.....	68
④ 北条氏照友垣絵巻について（意見）.....	69
⑤ 郷土資料館（桑都日本遺産センター八王子博物館）の魅力発信について（意見）.....	70
⑥ 富士森公園陸上競技場における備品管理について（意見）.....	71
⑦ 総合体育館における備品管理について（意見）.....	72
⑧ 戸吹スポーツ公園スポーツ施設における備品管理について（意見）.....	73
⑨ ネーミングライツに関する規定について（意見）.....	73
⑩ 富士森公園野球場（スリーボンDstadium八王子）における消耗品の管理方法について（意見）.....	74
⑪ 中央図書館における備品管理について（意見）.....	75
⑫ 備品管理について（全庁的事項）（意見）.....	78
⑬ 各図書館における出勤簿について（意見）.....	79
⑭ 会計年度任用職員（アシスタント職）のシフト表作成方法について（意見）.....	82
⑮ 八王子市図書館の今後の方向性について（中央図書館）（意見）.....	82
⑯ 八王子市スポーツ推進基金について（意見）.....	88
⑰ スポーツ推進審議会について（意見）.....	89
第2節 基本施策2：学びから広がる地域づくり ～いかす・つながる～.....	91
1. 概要.....	91
2. 監査の実施.....	91
(1) 監査手続きの概要.....	91
(2) 監査の結果.....	91
① 生涯学習コーディネーター養成講座について（意見）.....	91
第3節 基本施策3：学びを支える基盤づくり.....	95

1. 概要 .....	95
2. 監査の実施 .....	95
(1) 監査手続きの概要 .....	95
① 現地視察した生涯学習施設 .....	96
(2) 監査の結果 .....	97
① 生涯学習センタービルの改修について（意見） .....	97
② はちおうじ出前講座について（意見） .....	98
③ 八王子リカレント教育支援アプリ「はちリカ」について（意見） .....	99
④ 八王子リカレント教育支援アプリ「はちリカ」の導入委託契約について（意見） .....	102

## 第1編 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

生涯学習推進事業に係る事務の執行を監査対象とした。

#### （2）外部監査対象期間

令和5年度（2023年度）及び必要に応じて遡及する年度並びに一部について令和6年度（2024年度）を監査対象期間とした。

### 3. 事件を選定した理由

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、日本人の平均寿命は順調に伸びており、人生100年時代の到来が予測されている。八王子市も、厚生労働省が発表した令和2年の市区町村別平均寿命によれば、男性82.1歳、女性87.7歳と、全国平均の男性81.5歳、女性87.6歳を上回っている。

このような長寿社会においては、人生を複数のステージで捉え、生涯を通じて豊かに生きるための学びの継続や、学び直し（リカレント教育）が可能な生涯学習の仕組みづくりが重要と考えられる。

これに対して八王子市では、基本計画である『八王子ビジョン2022（現八王子未来デザイン2040）』の個別計画として「八王子市生涯学習プラン（令和2年度～令和6年度）」が策定され、①全てのライフステージに応じた、切れ目ない学び、②「学び」と「活動」が循環し、地域社会に還元する学び、③地域社会全体でつながり、広がる学びという3つの視点を重視しながら、「市民・地域とともに高めあう学びのまち八王子」を目指して、生涯学習の支援施策を推進している。

人生100年時代を間近に控え、八王子市が実践している生涯学習推進事業は、市民の関心も高く、財務的な視点及び3Eの視点で点検を行う意義は大きいと考え、監査テーマとして選定することとなった。

### 4. 外部監査の方法

#### （1）監査の視点

生涯学習推進事業のうち、生涯学習スポーツ部に係る事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

①財務に関する事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて

②財務に関する事務の執行が、経済性・効率性及び有効性（3E）を考慮して実施されているかどうかについて

## （2）主な監査手続き

まず、生涯学習推進事業のうち、生涯学習スポーツ部に係る財務に関する事務の執行を監査するために、監査対象の各担当課に対して、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行った。

次に、生涯学習推進事業のうち、生涯学習スポーツ部に係る施設等を現場視察し、管理体制及び事業執行状況等を実地で把握した。

① 生涯学習推進事業のうち、生涯学習スポーツ部に係る予算、決算の状況等について、担当課から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。

監査に必要と考えられる資料を依頼し、閲覧分析することで、当該事務の執行が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうかを確認した。

② 生涯学習推進事業のうち、生涯学習スポーツ部に係る財務に関する事務の執行について、経済性、効率性、有効性（3E）の視点から検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについてのヒアリング及び調査、分析等を行った。

## （3）監査対象

### ①監査対象項目

生涯学習推進事業のうち、生涯学習スポーツ部に関する事務の執行を監査対象とした。

### ②監査対象部署

生涯学習スポーツ部

## 5. 外部監査の実施期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 6. 外部監査チーム

### (1) 包括外部監査人

木下政昭（公認会計士）

### (2) 包括外部監査補助者

小川 加奈子（公認会計士）

後藤 康彦（公認会計士）

菱山 園子（公認会計士）

古川 顕史（公認会計士）

古川 穰史（弁護士）

若槻 周平（公認会計士）

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2編 生涯学習政策をめぐる最近の動向

### 第1章 国・東京都の動向

#### 第1節 我が国におけるウェルビーイングの向上

##### 1. 第4期教育振興基本計画の策定

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。そのような時代において、教育は社会の変化に適応するための鍵とされており、少子高齢化やデジタル化、環境問題などの課題に直面する中、持続可能な社会を構築するためには、創造力や問題解決能力を備えた人材の育成が重要だとされている。

一方で、経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構 (OECD) の「ラーニング・コンパス 2030 (学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来 (Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。

さらに、社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。

このような、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画として、国は2023年6月に第4期教育振興基本計画を策定した。

##### 2. 総括的な基本方針

第4期教育振興基本計画では、我が国における現状を踏まえ、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。

###### (1) 持続可能な社会の創り手の育成

グローバル化や気候変動などの地球環境問題、少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない。特に我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわた

って財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society 5.0においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。

こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方が重要である。

そして、Society 5.0においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

## (2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

### ウェルビーイングとは

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



【出典】第4次教育振興基本計画（リーフレット）

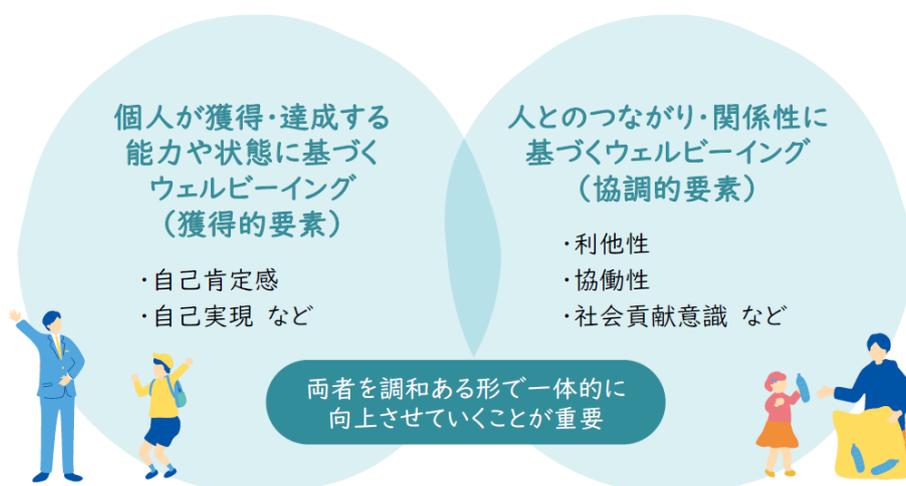
ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なり得るものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得る。

すなわち、ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められる。

## 日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。



【出典】第4次教育振興基本計画（リーフレット）

我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素（協調的要素）が人々のウェルビーイングにとって重要な意味を有している。このため、我が国においては、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国の特徴や良さを生かすものとして国際的に発信していくことも重要である。ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されており、これは個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）を重視する欧米的な文化的価値観に基づく側面がある。

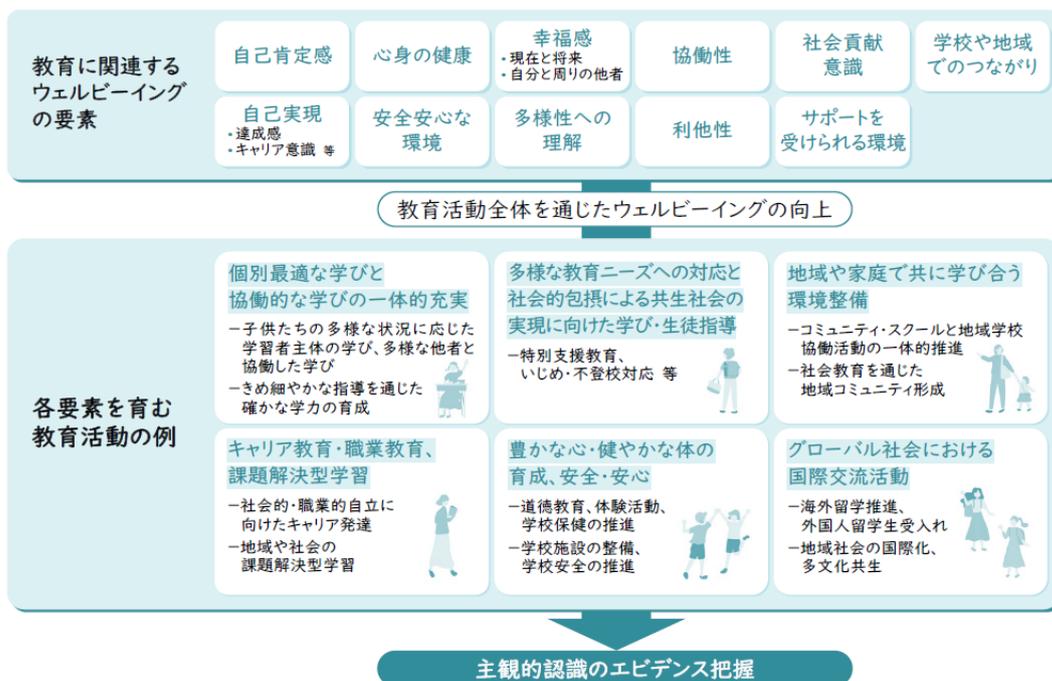
日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げら

れる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。なお、協調的幸福感については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調という考え方が重要であるとともに、物事を前向きに捉えていく姿勢も重要である。

## 教育とウェルビーイング

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



【出典】第4次教育振興基本計画（リーフレット）

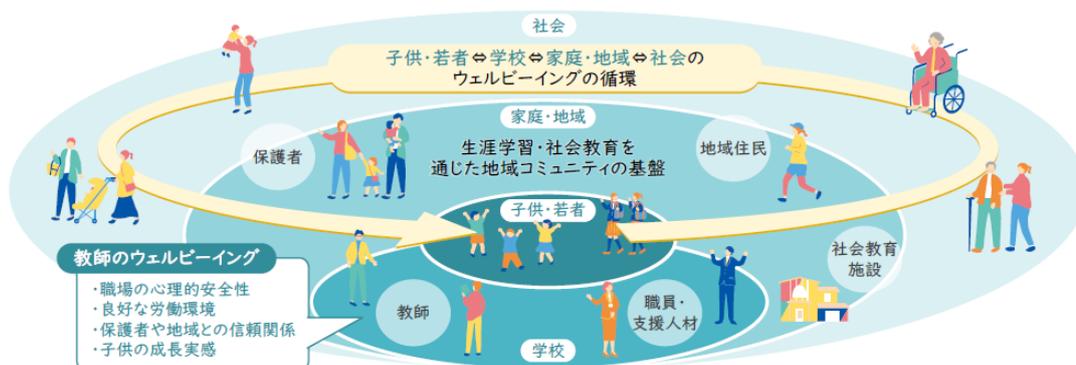
ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要である。さらに、組織や社会を優先して個人のウェルビーイングを犠牲にするのではなく、個人の幸せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。

子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる

## 教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



【出典】第4次教育振興基本計画（リーフレット）

さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

### 3. 5つの基本方針

第4期教育振興基本計画では、上述の総括的な基本方針のもと、5つの基本的な方針が定められている。

#### 5つの基本的な方針



【出典】第4次教育振興基本計画（リーフレット）

#### (1) 基本方針1：グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

VUCAと呼ばれる将来予測が困難な時代において、個人と社会のウェルビーイングを実現するためには、社会の持続的な発展を支える人材の育成が不可欠である。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションによる労働市場の変化に対応するため、新しい価値を創造する力や他者と協働し問題を解決する能力が求められている。AIやロボットが代替しにくいこれらのスキルを教育が提供し、少子化や人口減少に直面する社会を活性化させることが急務である。

質の高い教育を通じて一人ひとりの生産性や創造性を高めることが求められ、そのための具体的な取り組みとして、教育内容や方法の見直しが必要とされている。

また、日本の子どもたちの社会形成への参画意識が低いと指摘されている。この問題に対処するためには、自らが社会を形成する一員であるという認識を持つことが重要である。具体的には、地域の課題を題材にした課題解決型学習やキャリア教育、主権者教育を通じて、主体的に社会に関与する態度を育むことが必要である。

さらに、価値創造に必要な分野の人材を育成する視点も重要である。現在、デジタル技術や脱炭素社会の実現が重要視されており、これらの分野における人材育成が求められている。専門知識にとどまらず、文理横断的な学びを通じた総合知の創出や、自然科学と人文科学を融合した教育も求められている。ジェンダーギャップの解消や発展段階に応じた探究的な学習の推進も重要な課題である。

そして、現代の教育では、知識の暗記や「正解主義」に偏重する学びから脱却し、主体的・対話的で深い学びを重視することが必要である。これには、他者との協働や課題解決型学習（PBL：Problem-Based Learning）などを通じて、自ら考える力を養う教育が求められている。

初等中等教育から高等教育、生涯学習まで一貫して学びの質を向上させる必要がある。特に大学教育では、学生の学びを中心に据えた質保証や、教育成果を評価する教学マネジメントが重要である。全ての大学が「3つの方針」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育を展開し、学生の多様なニーズに応えることが求められている。

また、国際的な課題が増加し、地球規模での問題解決が必要とされる中、グローバルな視点を持った人材の育成が急務である。グローバル・リーダーや地域社会の活性化を担う人材を育てるためには、日本や外国の言語や文化を理解しつつ、国際的な視点で行動できる資質・能力が必要である。

コロナ禍により停滞していた海外留学や国際交流活動の再活性化、外国語教育の充実、外国人留学生の受け入れ環境の整備が必要である。また、デジタル技術を活用した国際交流プログラムや遠隔教育の推進も重要な施策として挙げられる。

さらに、

ESD（Education for Sustainable Development）は、持続可能な開発目標（SDGs）の実現を支える教育である。地球規模の課題を自らの問題として捉え、解決に向けて行動する力を養うことを目的としている。この教育を通じて、新しい価値観を形成し、行動を変容させることが期待されている。

ESDはグローバル人材の育成にも資する取り組みであり、児童・生徒がグローバルな環境を体験できる機会を提供することが重要である。

近年、海外では多様な才能を持つ個人が非連続的なイノベーションを創出し、企業や社会に大きな貢献を果たしている。一方で、日本では個々の才能を伸ばす教育が十分に行われていないという課題がある。

画一的な教育の弊害を排し、一人ひとりの才能や能力に応じた最適な学びを提供することが求められている。多様性を重視し、異質な要素との融合によって新しい価値を創出する教育が重要である。

地域社会の持続可能な発展には、地域への愛着や誇りを持ち、地域課題の解決に主体的に取り組む人材の育成が必要である。そのためには、地域や産業界、学校が連携

し、実践的な教育を推進することが重要である。

大学や高等専門学校、専修学校の役割を強化し、地域ニーズに応じた教育プログラムを構築することが期待されている。また、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進や、大学院教育の強化も重要な課題である。

さらに、人生100年時代において、学びの多様化とリカレント教育（学び直し）が必要とされている。職業に直結した学びだけでなく、人生を豊かにするための学びや、ライフステージに応じた柔軟な学びが求められている。

高齢者も含めたエイジフリーな学びの機会を提供し、地域社会との連携を深めることで、生涯学習社会の実現を目指す必要がある。学校教育と社会教育が連携し、地域全体で学びの場を提供することが求められている。

我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として社会人の学び直しの割合が低い点が挙げられる。リカレント教育を通じて、産業界が求める高度な専門知識やスキルを持つ人材を育成することが重要である。

大学や専門学校などの教育機関では、社会人が学びやすいプログラムを提供するとともに、学びの成果が企業で適切に評価される仕組みを整える必要がある。さらに、学修歴や成果の可視化を進め、キャリアアップを支援する環境を整備することが求められている。

## （2）基本方針2：誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

一人一人の多様なウェルビーイングを実現するためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを教育活動に取り入れていく必要がある。

近年、いじめの重大事態や児童生徒の自殺、不登校の増加が憂慮されている。さらに、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、子供たちが直面する問題は多様化しており、障害のある子供や医療的ケア児に対する支援も重要である。性的マイノリティや特異な才能を持つ児童生徒、多文化共生の視点が必要な外国人の子供への対応も課題となっている。

これらの課題に対応するため、多様性を認め、他者のウェルビーイングを思いやる教育環境を整備することが求められる。さらに、支援を必要とする子供たちの”弱み”に着目するだけではなく、その”強み”を引き出し、マイノリティの尊厳を守りながら、多様性を尊重する社会の実現を目指す必要がある。また、「多様性」、「包摂性」、「公平、公正」(Diversity, Equity and Inclusion) の考え方を取り入れた教育資源の配分が重要である。

教育は地域や地理的条件を問わず平等であるべきであり、離島や中山間地域でも充実した教育を受けられる環境を整備する必要がある。また、障害のある学生や社会的弱者に対する生涯学習機会の提供も重要である。

異なる立場や価値観を持つ人々が共に学び合い、同調圧力に偏らない教育を通じて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進することが必要である。この取り組みを通じて、一人一人が自分の可能性を認識し、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す。

また、「令和の日本型学校教育」答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、共生社会の実現に向けた教育政策の方向性として重要である。また、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの推進も不可欠である。

高等教育においては、多様な価値観を持つ人材が集うキャンパス環境の中で、学生の学修意欲を喚起し、学修者本位の教育を提供することが求められる。ICT 環境を活用し、距離や場所、時間の制約を克服することで、全ての学び手がアクセス可能な教育環境を実現する必要がある。

また、生徒指導と教育相談を一体化させ、児童生徒の発達を支える取り組みを全教職員で進めることが重要である。特に体験活動（自然、社会、文化芸術活動）は、自己肯定感や協調性の向上に寄与し、共生社会の構築に欠かせないものである。

さらに、地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、地域と学校が連携する取り組みが必要である。この連携により、学び手、学校、地域が三位一体となり、すべての人のウェルビーイングが向上する教育環境を築くことが求められる。

### (3) 基本方針3：地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

社会教育は、地域住民が共に学ぶ営みを通じて地域コミュニティ形成の重要な役割を果たしている。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流などの分野で地域課題の解決に向けた政策が示されているが、これらは地域コミュニティが維持されてこそ機能するものであり、社会教育がその基盤となる。

地域において共感的・協調的な人間関係を築くためには、社会教育を通じて「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える土壌を耕すことが求められる。こうした関係は地域コミュニティの基盤となり、さらに社会全体の基盤へと広がっていく。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生まれることで、地域全体のウェルビーイングの向上が期待される。

このため、地域学校協働活動推進員やコーディネーターの育成、コミュニティ・スクールとの連携を進め、社会教育を充実させることで地域の教育力向上とコミュニティ基盤の強化を図る必要がある。

また、デジタル田園都市国家構想基本方針において提言されているように、地域の社会課題解決と魅力向上を目指すため、公民館や図書館などの社会教育施設は、地域住民の意向を反映させながらその役割を強化することが求められる。特に、貧困状態にある子供、外国人、障害者やその家族、孤立しがちな若者や高齢者への対応を含む、

社会的包摂の視点が重要である。

さらに、オンライン講座やデジタル教育の充実といった機会の拡充に加え、住民同士が対面でつながりを持つ機会を増やすことが必要である。また、学校施設との複合化や官民連携による文教施設の整備も、地域コミュニティの拠点形成に寄与するものである。

社会教育活動を支える社会教育主事や社会教育士の役割は増大しており、都道府県や市町村における社会教育主事の配置促進、社会教育士の活躍機会の拡充が求められる。

生涯学習社会の実現に向け、障害者を含む全ての人々が学び続けられる環境を整えることが必要である。障害者の生涯学習機会が不足している現状を改善するため、国や地方自治体はその推進施策を明確化し、人材育成や理解促進の取り組みを進めていく必要がある。

#### (4) 基本方針4：教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、デジタル化の飛躍的進展をもたらした。教育分野においてもデジタル化の推進が求められており、ICTの活用が日常化していくことが不可欠である。

デジタル化には、「デジタイゼーション」、「デジタライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の3段階が存在する。第1段階のデジタイゼーションは紙媒体をデジタル化するプロセス、第2段階のデジタライゼーションはサービスや業務プロセスそのものをデジタル化する段階である。第3段階のDXでは、デジタル技術を活用して組織やサービス全体を変革することを指す。

教育DXを推進するためには、教育データの標準化や基盤ツールの開発、教育データの分析・利活用が求められる。GIGAスクール構想により1人1台端末が実現し、第1段階は整備されたものの、第2段階への移行を進め、最終的に第3段階の実現を目指す必要がある。その際、教育関係者がデジタル技術活用のイメージを共有し、先進事例を創出する取り組みが重要である。

DXの推進においては、デジタル機器や教材は手段であり、最終目標はデジタルを活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成にある。

また、初等中等教育では、情報活用能力の育成、教師の指導力向上、ICT環境整備が求められる。また、デジタル教材や学習支援ソフトの活用、次世代校務DXを通じた教育データの活用、学校の働き方改革を進める必要がある。

高等教育では、遠隔・オンライン教育が進展し、ハイブリッド型教育の導入やデータサイエンス履修の促進が求められる。さらに、社会のDXを支える人材育成が必要とされる。生涯学習においては、遠隔教育の利便性向上やデジタル技術による学習履歴の可視化、社会教育施設のデジタル基盤強化が重要である。

デジタル技術の利活用に際しては、地域や学校間の格差が拡大しないよう支援を行い、サイバーセキュリティやデジタルリテラシーを含めた教育が重要である。また、誰一人取り残されない教育を実現するため、遠隔・オンライン教育やデジタル機器を活用し、すべての人に質の高い教育機会を提供する必要がある。

デジタルを活用した教育は新たな可能性をもたらす一方で、リアル（対面）の活動も教育に不可欠である。これらは「二項対立」の関係ではなく、最適な組み合わせを模索することが重要である。

例えば、大学では遠隔教育の利便性と対面教育の相互補完が必要であり、小中高等学校では、ICT を活用した個別学習や協働学習が進められている。一方で、コロナ禍によりリアルな体験機会が減少したことを受け、地域や企業と連携した体験活動の充実が求められる。

デジタルとリアルを効果的に組み合わせることで、それぞれの教育効果を最大化し、児童生徒の多様なニーズに応える教育を推進することが必要である。

#### (5) 基本方針5：計画の実効性確保のための基盤整備・対話

教育政策の実効性を確保するためには、経済的・地理的状况にかかわらず子供たちの学びを支援し、指導体制や ICT 環境を整備することが重要である。地方教育行政の充実や安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学経営基盤の確立なども必要であり、教育政策の柱として推進すべきである。

また、幼児教育・保育の無償化、就学援助、高等学校等就学支援金、奨学金制度など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援を提供することが求められる。経済的困難に関係なく、希望するすべての子供が質の高い教育を受けられる環境を整備するため、さらなる施策の充実が必要である。

一方で、教職の魅力を上向きさせるため、働き方改革の推進と指導体制の整備が不可欠である。教師不足や長時間労働の改善に向けて、教員支援員やスクールカウンセラーの活用を進める必要がある。また、ICT 環境の充実を図り、GIGA スクール構想の推進や校務の DX を進めることが求められる。

また、学校外の多様な担い手が学びを支援する仕組みを強化し、不登校の児童生徒や引きこもりの青少年を支援する NPO 法人、体験活動を提供する企業などとの協働を推進すべきである。また、地域による支援の格差を減らすため、ICT の活用やコーディネーターの役割強化が必要である。

教育研究環境の老朽化対策、防災機能の強化、バリアフリー化などを進めることも重要である。学校図書館や教材の充実、社会教育施設のデジタル基盤の強化も、質の高い学びを支えるために不可欠である。

私立学校の特色ある教育研究を支えるため、私学助成や寄付金収入など多様な資金調達の環境整備が必要である。また、経営状況を的確に把握し、早期に対応できる仕組みを構築する支援が求められる。

さらに、安全教育の充実を図り、全ての児童生徒が自ら適切に判断し行動できる能力を身につけることが重要である。学校安全の組織的取組を推進し、家庭や地域、関係機関との連携を強化すべきである。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づくこども施策と連携し、「学び」と「育ち」を一体的に推進することが必要である。教育政策とこども大綱の連携により、子供の健やかな成長を支える仕組みを構築する必要がある。

教育現場や地方公共団体、子供や保護者、大学など、すべてのステークホルダーと対話を行い、計画策定やフォローアップを進める必要がある。エビデンスに基づく検討やパブリックコメントの活用を通じて、共通意識を醸成しながら教育政策を推進していくべきである。

#### 4. 教育政策の目標と基本施策

先に示した基本的な方針のもと、実効ある教育政策を進めていくためには、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。

第4期教育振興基本計画では、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標を実現するために必要となる基本施策、③目標の進捗状況を把握するための指標を示している。次図は、目標と基本施策、指標を一覧にしたものである。

## 16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

**目標 1** 確かな学力の育成、  
幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

**基本施策** ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ・ キャリア教育・職業教育の充実  
・ 学習者本位の教育の推進

**指標** ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加  
・ 大学と企業等と連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加【新規】

**目標 2** 豊かな心の育成

**基本施策** ・ いじめ等への対応、人権教育の推進  
・ 体験活動・交流活動の充実

**指標** ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加  
・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】  
・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

**目標 3** 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

**基本施策** ・ 学校保健、学校給食・食育の充実  
・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

**指標** ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加  
・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

**目標 4** グローバル社会における人材育成

**基本施策** ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進 ・ 外国語教育の充実  
・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

**指標** ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加  
・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す【新規】

目標

## 5 イノベーションを担う人材育成



## 基本施策

- ・ 探究・STEAM教育の充実
- ・ 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- ・ 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

## 指標

- ・ 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- ・ 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

目標

## 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



## 基本施策

- ・ 子供の意見表明
- ・ 主権者教育の推進

## 指標

- ・ 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- ・ 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標

## 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



## 基本施策

- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 不登校児童生徒への支援の推進
- ・ 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

## 指標

- ・ 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・ 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- ・ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

目標

## 8 生涯学び、活躍できる環境整備



## 基本施策

- ・ 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- ・ 働きながら学べる環境整備
- ・ リカレント教育の成果の適切な評価・活用

## 指標

- ・ この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- ・ この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

## 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



## 基本施策

- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・ 家庭教育支援の充実
- ・ 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

## 指標

- ・ コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- ・ 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- ・ 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

目標

## 10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



## 基本施策

- ・ 社会教育施設の機能強化
- ・ 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- ・ 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

## 指標

- ・ これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- ・ 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標 **11** 教育DXの推進・デジタル人材の育成     

- 基本施策**
- 1人1台端末の活用
  - 児童生徒の情報活用能力の育成
  - 校務DXの推進
  - デジタル人材育成の推進（高等教育）
- 指標**
- 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
  - ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
  - 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

目標 **12** 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化     

- 基本施策**
- 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
  - ICT環境の充実
  - 教師の養成・採用・研修の一体的改革
  - 教育研究の質向上に向けた基盤の確立
- 指標**
- 教師の在校等時間の短縮【新規】
  - 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
  - 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標 **13** 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保     

- 基本施策**
- 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
  - へき地や過疎地域等における学びの支援
- 指標**
- 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
  - 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
  - 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
  - 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

目標 **14** NPO・企業・地域団体等との連携・協働     

- 基本施策**
- NPOとの連携
  - 企業等との連携
  - 関係省庁との連携
- 指標**
- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
  - 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

目標 **15** 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保     

- 基本施策**
- 学校施設の整備
  - 私立学校の教育研究基盤の整備
  - 学校安全の推進
- 指標**
- 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
  - 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
  - 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
  - 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

目標 **16** 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ     

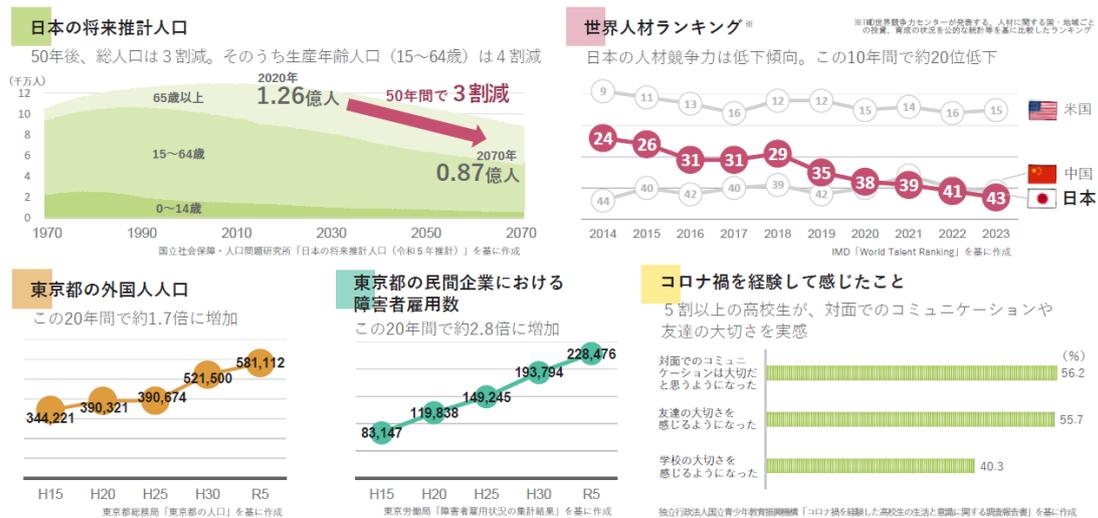
- 基本施策**
- 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話
- 指標**
- 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】

## 第2節 東京都教育ビジョン（第5次）

### 1. 東京都教育ビジョン

東京都教育ビジョン（第5次）（以下、「本ビジョン」と言う。）は、東京都教育委員会が令和6年度から10年度までの5年間にわたり推進する教育振興の基本計画で、都内の教育関係者が共有すべき目標や指針を明確に示し、教育現場での具体的な取り組みを支援している。第5次となる今回のビジョンは、子どもたちが将来の東京社会で活躍できる力を育むため、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の強化」の3本柱を掲げている。

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展により、社会は急速に変化し、加えて、日本全体では少子高齢化や人口減少、国際競争力の低下など、さまざまな課題に直面している。このような時代において、教育は個々の子どもたちの可能性を最大限に引き出し、持続可能な未来を実現するための基盤として重要視されている。



【出典】東京都教育ビジョン（第5次）

また、本ビジョンの策定にあたり、都内公立学校の約1万人の子どもたちからの意見が収集された。子どもたちは、自分の個性やペースに合った学びや、グループ学習や体験学習の充実を求めています。また、ICTの活用や専門家との連携を通じた学びが記憶に残りやすいという声も寄せられている。さらに、悩みの相談相手として家族や友人が重要である一方で、誰にも相談しないという回答も見られた。これらの意見を基に、より子どもたちに寄り添った施策が検討されている。

そして、国が策定した「第4期教育振興基本計画」では、2040年以降の社会を見据えた教育の役割が示されています。持続可能な社会を創るため、社会課題解決を通じた経済成長や個々人の生産性向上に向けた教育が求められます。また、Society 5.0に対応できる人材育成や、ウェルビーイングの向上を教育の使命として掲げている。東京都はこの基本計画を参考にしつつ、地域や社会全体で教育を支える仕組みを構築していく。

また、「東京都教育施策大綱」は、知事が策定する教育の基本方針を示したもので、本ビジョンとは相互補完の関係にある。同施策大綱では、ICTの活用やグローバル人材育成、インクルージョンの推進などが強調されており、本ビジョンはこれらをさらに具体化したものである。学校、地域、社会全体で協力し、教育の質を向上させることが目標とされている。

東京の目指す教育は、「誰一人取り残さない」教育を実現することである。子どもたちが将来への希望を持ち、自らの力で人生を切り拓ける能力を育むことを目的としている。また、ICTを活用した学びや、地域・社会の人的・物的資源を活用した学びが強調されており、学校や家庭だけでなく、社会全体で子どもたちを支える仕組みが推進されている。



【出典】東京都教育ビジョン（第5次）

本ビジョンでは、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の強化」という3つの柱を軸に、12の基本方針と30の施策方向を展開しています。具体的には、基礎学力の向上、ICT活用、グローバル人材育成、インクルージョンの推進などが含まれている。これらを通じて、教育現場の質を高め、すべての子どもたちが安心して学べる環境づくりを目指している。

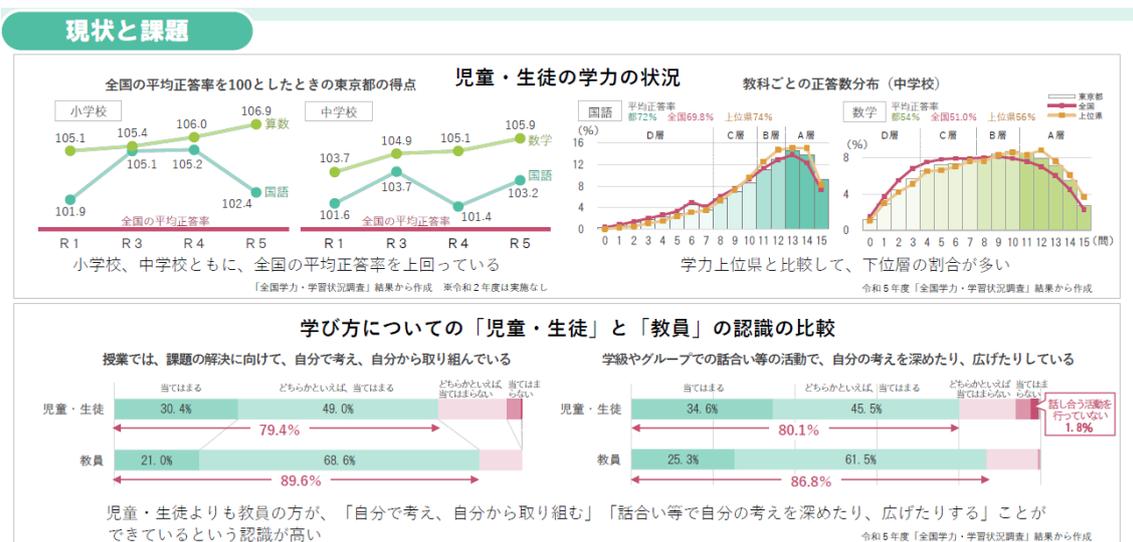
## 2. 柱1：自ら未来を切り拓く力の育成

### (1) 基本的な方針1：全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

基本的な方針1では、これからの社会を生き抜くために必要な基礎的、基本的な知識や技能の確実な習得が求められている。このため、東京都教育委員会は、個々の児童・生徒の学習進度、興味関心、発達段階に応じた最適な学びを実現する取り組みを推進している。また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、授業の質を改善することが重要視されている。

実際には、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、児童・生徒の学力や課題を把握し、指導方法の改善に役立てている。また、ICTを活用した教育が日常化されており、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展を背景に、教育現場でも一人一台端末を活用した指導が広がっている。これにより、個別最適化された学習の提供が進められており、エビデンスベースでの教育改善が実現されている。

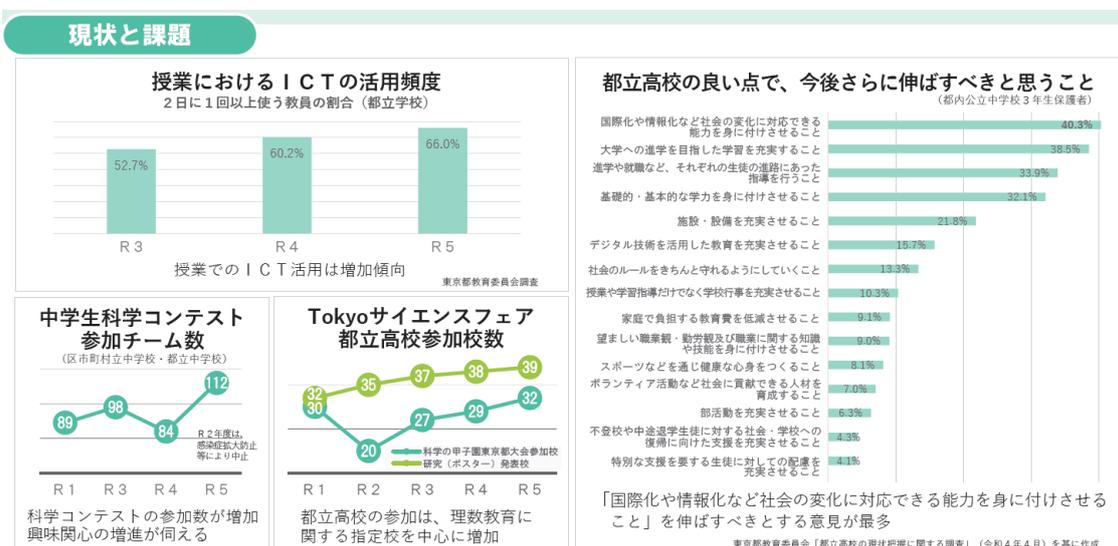
さらに、東京都は教員の専門性向上を目的とした研修や支援を拡充し、学力向上の取り組みを支えています。特に、子どもたちの「学ぶ意欲」を引き出すため、興味関心を引き付ける授業設計や、学びの意義を実感できる体験型のプログラムが導入されている。これらの取り組みを通じて、東京都は全ての子どもが将来の希望を持ち、自己実現を目指せる教育を目指している。



## (2) 基本的な方針2：Society5.0 時代を切り開くイノベーション人材を育成する教育

Society5.0 の時代に対応するためには、課題発見・解決能力、創造性、リーダーシップ、論理的思考力、表現力など、次世代を担うための資質・能力が求められる。この方針の下、東京都は文理融合型の教科横断的な教育（STEAM教育）を推進し、展開している。これには、企業や研究機関との連携が含まれており、児童・生徒がリアルな課題に触れ、実社会での応用力を養う機会が提供されている。

また、理数教育やプログラミング教育の充実も図られており、東京都立大学などの高等教育機関との連携を活用し、研究者による講義やワークショップを実施しています。この取り組みにより、科学的探究心を深め、次世代のイノベーションを担う人材の育成が進められている。

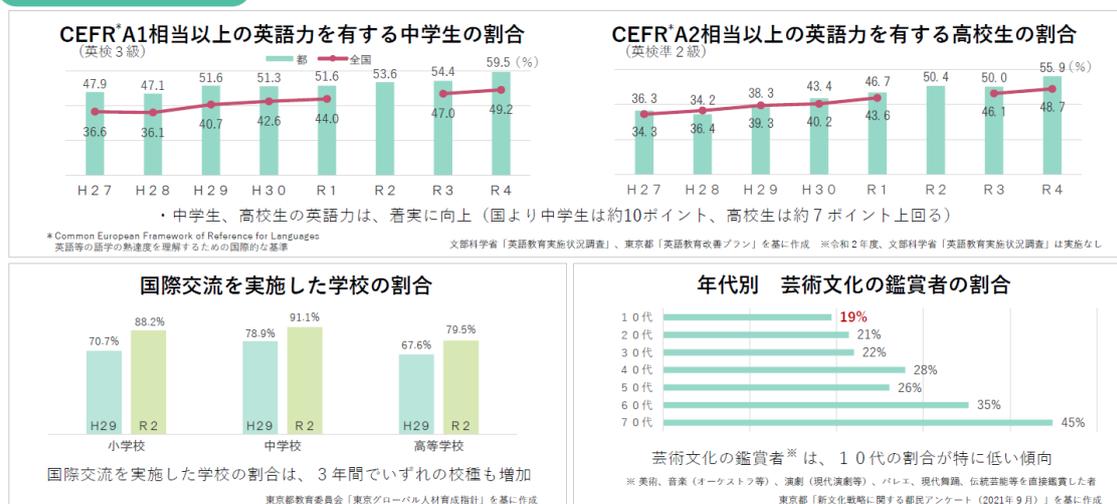


### (3) 基本的な方針3：グローバルに活躍する人材を育成する教育

基本的な方針3では、国際社会での活躍を見据えた人材育成が目的とされている。そのため、児童・生徒が多文化や多言語環境に対応できる能力を身に付けることが重視されている。特に英語教育の充実が重要視され、東京都では CEFR (Common European Framework of Reference for Languages；英語等の語学の熟達度を理解するための国際的な基準) に基づく英語力の向上を目標に掲げている。中学生と高校生の英語力向上のために、教員向けの研修や、児童・生徒が英語を実践的に使う機会の創出が行われている。

さらに、海外の文化や国際的な視点を取り入れた学習活動を促進し、多様性を理解し、他者と協働できる態度を育むことが目指されている。例えば、国際交流プログラムや、外国語指導助手 (ALT) の活用による授業の多様化が図られている。また、日本文化や伝統への理解を深める教育も並行して進められている。これにより、グローバル化の進む社会において、自国の文化を発信しつつ他国の文化を尊重できる人材の育成が目指されている。

#### 現状と課題



### (4) 基本的な方針4：主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育

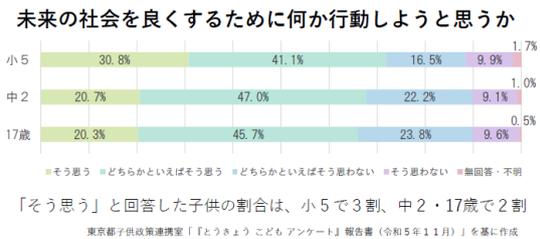
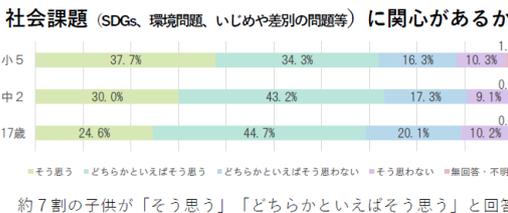
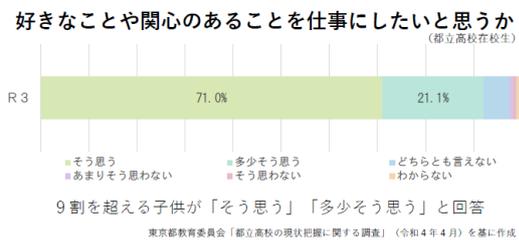
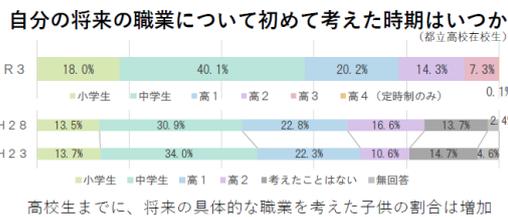
この方針では、子どもたちが自ら考え、行動し、社会に積極的に関与する力を育むことを目指している。具体的には、探究型学習やプロジェクト型学習を通じて、課題発見と解決のプロセスを学ぶ機会が提供されている。子どもたちは、自ら設定した課題に取り組む中で、情報収集、分析、発表を行い、他者と議論しながら問題解決力が養われる。

また、地域社会や企業との連携を強化し、実社会との接点を持つ活動が奨励さ

れている。ボランティア活動やインターンシップの機会を増やし、子どもたちが社会の一員としての役割を意識する教育環境を整備している。これにより、公共の利益を考え、他者と協力しながら社会課題に取り組む姿勢が育まれている。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を教育に取り入れることで、地球規模の課題に関心を持ち、持続可能な社会づくりに貢献する意識を高めている。こうした教育を通じて、次世代を担うリーダーとしての基盤を形成することが期待されている。

## 現状と課題

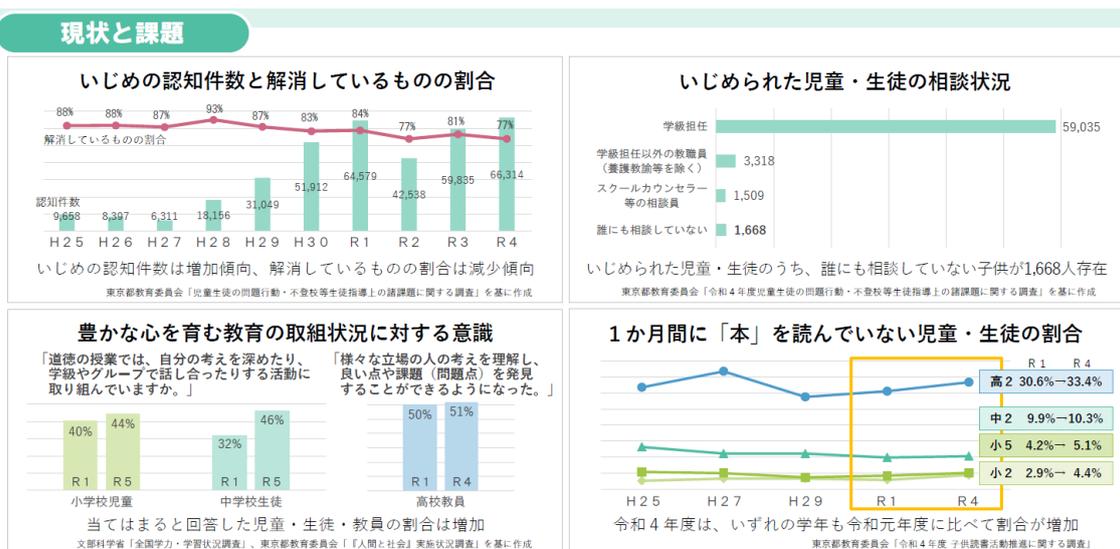


(5) 基本的な方針5：豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

この方針では、子どもたちが多様な価値観を受け入れ、他者への共感や思いやりを持ちながら生きる力を育むことが目的である。特に、いじめや差別を防止するための教育が重視されており、人権尊重の理念を浸透させる活動が行われている。具体的には、道徳教育や人権教育を充実させ、子どもたちが他者を尊重し、多様性を受け入れる態度を身に付ける取り組みが進められている。

また、芸術や文化を通じた情操教育にも力が入れている。美術館や音楽会への参加、地域の伝統行事への参加を通じて、子どもたちが感性を磨き、豊かな心を育む環境を提供している。これにより、子どもたちは自分自身の価値を認識すると同時に、他者との関係性を深めていくことが期待されている。

さらに、子どもたちが命の大切さを学ぶ機会として、防災教育や安全教育も推進されている。これらの教育を通じて、生命を守る行動や、社会の中で責任を持つ態度を身に付けることが目指されている。



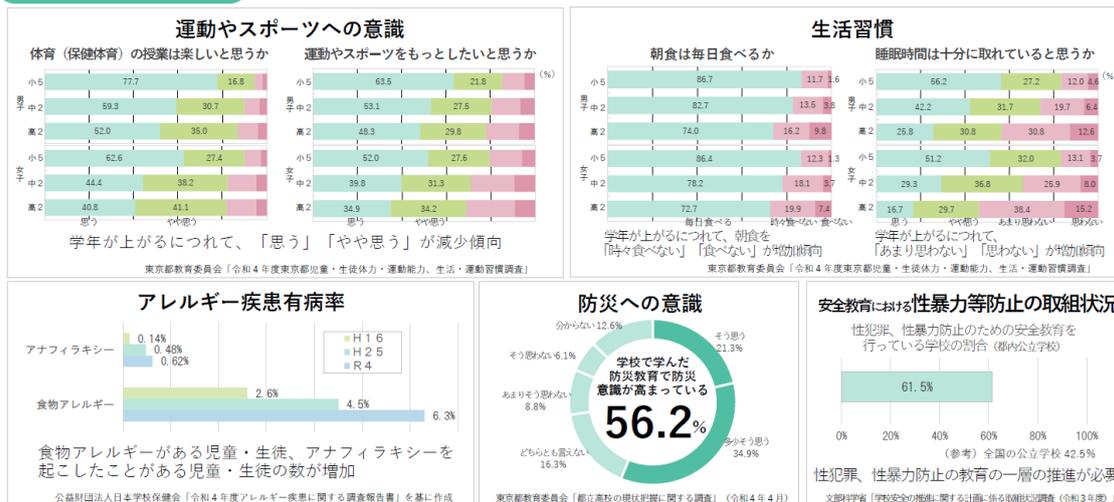
(6) 基本的な方針6：健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

基本的な方針6では、子どもたちが健康で安全に生活し、持続可能な社会で主体的に生きていける力を育成することが目標とされている。このため、体育や健康教育の充実が図られている。体力向上を目的とした運動プログラムの導入や、栄養教育の強化により、健康的な生活習慣を身に付ける教育が実施されている。

また、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を整えるため、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置が進められている。これにより、精神的なサポートが必要な子どもたちに対するケアが充実している。

さらに、防災教育や交通安全教育を通じて、子どもたちが危険を予測し回避する能力を養う取り組みが進められている。これには、地域の警察や消防署との連携も含まれ、実践的な学びが提供されている。これらの取り組みを通じて、東京都は子どもたちが安全で健康的な生活を送れるよう、教育環境を整備している。

## 現状と課題



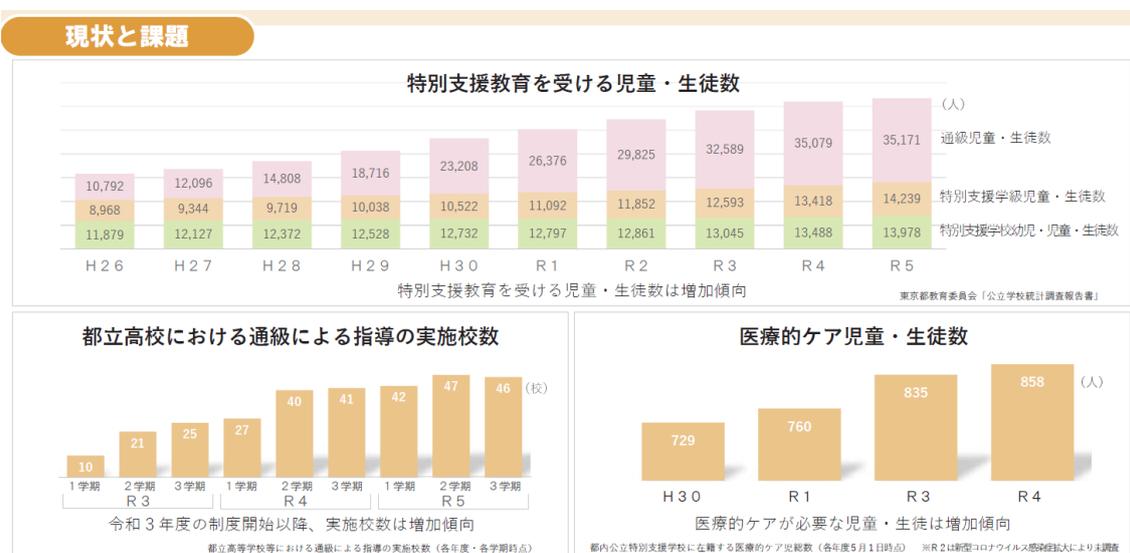
### 3. 柱2：誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実

#### (1) 基本的な方針7：教育のインクルージョンの推進

基本的な方針7では、障害の有無に関係なく、多様な児童・生徒が共に学び、成長できる教育環境の整備を目指している。東京都は、「共生社会」の実現を目標に、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の充実を進めている。この取り組みの中で、医療的ケアが必要な児童・生徒や特別な支援を必要とする子どもたちが適切な教育を受けられるよう支援体制を強化している。

例えば、特別支援教室の運営ガイドラインの整備や、特別支援教室専門員の配置が進められており、個別指導計画の策定が義務付けられている。また、医療的ケア児に対応するための専用車両や、ICTを活用した学習支援の提供も推進されている。これらの取り組みを通じて、全ての子どもたちが尊重され、可能性を最大限に伸ばせる環境が整備されている。

さらに、地域や保護者と連携し、交流および共同学習を進めることで、児童・生徒が互いに理解し合い、支え合う経験を積むことを目指している。このように、多様性を尊重しながら共生社会を築く教育の重要性が強調されている。



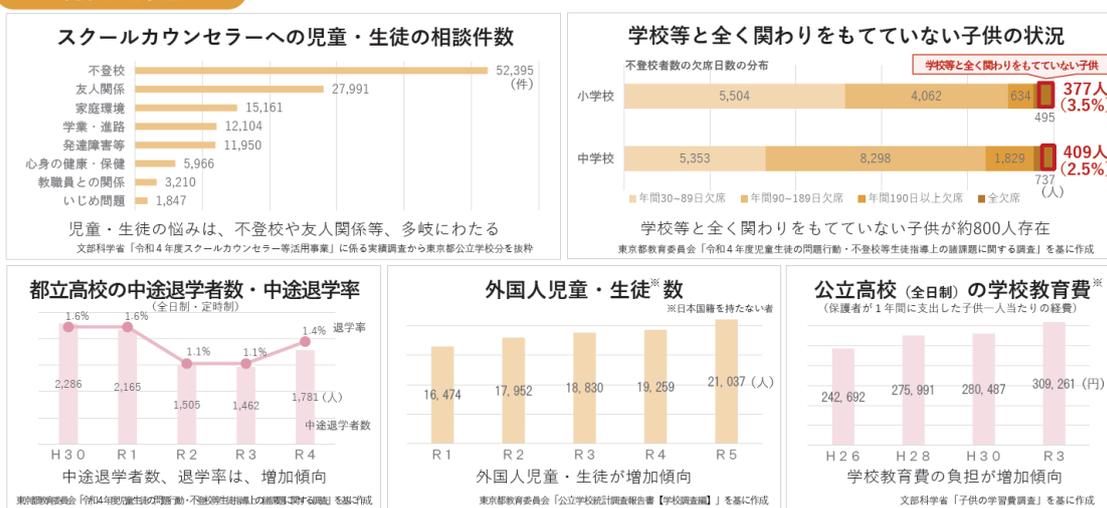
#### (2) 基本的な方針8：子どもたちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

基本的な方針8では、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもたち一人ひとりに対するきめ細かい支援を提供することが目指されている。東京都は、学校を中心に福祉や医療、地域社会と連携しながら支援体制を構築している。

特に、不登校や中途退学の児童・生徒をゼロにすることを目標とし、学校とのつながりが希薄な子どもたちへのアプローチを強化している。支援員やスーパーバイザーを活用し、家庭訪問やカウンセリングを通じて、個々の状況に応じた支援を行っている。また、放課後子ども教室や学童クラブの一体化を進め、安全で安心できる居場所を確保している。

さらに、ヤングケアラーや虐待の影響を受けた子どもたちに対する支援も拡充されており、児童相談所や地域支援団体と連携して問題解決に取り組んでいる。これらの施策は、子どもたちの安全と幸福を第一に考えた取り組みとして進められている。

## 現状と課題



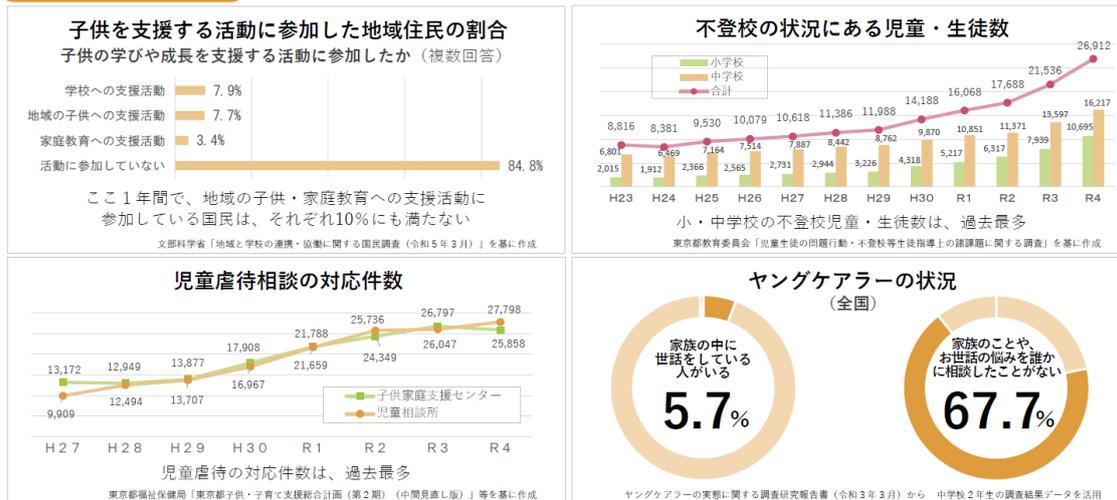
### (3) 基本的な方針9：教育活動の推進

基本的な方針9では、家庭や地域社会と学校が連携し、協働して子どもたちの成長を支える仕組みを強化することが掲げられている。近年、地域社会の教育力や子育て機能の低下が指摘される中、地域全体で教育を支える体制の構築が重要視されている。

具体的には、「地域学校協働本部」の設置を推進し、地域コーディネーターや支援員の育成に力を入れています。また、地域住民が教育活動に参加しやすい仕組みづくりが進められており、区市町村教育委員会と連携して活動を支援している。これにより、地域の教育資源を活用した魅力的な活動プログラムが提供されています。

さらに、コミュニティ・スクールの普及や放課後子ども教室の充実など、学校外での学びを支援する取り組みも進められている。これらの施策により、子どもたちは多様な大人と接し、さまざまな価値観に触れることで、社会性や協調性を育む機会を得ることが期待されている。

## 現状と課題



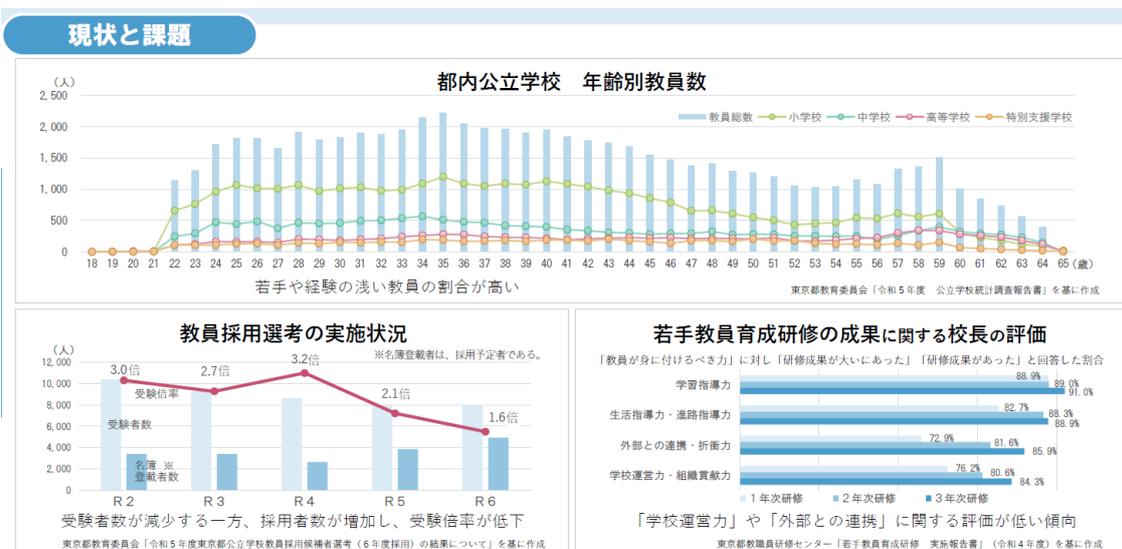
#### 4. 柱3：子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化

##### (1) 基本的な方針 10：これからの教育を担う優れた教員の確保・育成

基本的な方針 10 では、教育の質を高めるための優れた教員の確保と育成が重要視されている。東京都は、教員養成系大学や関連機関と連携し、未来を担う教員の実践力向上を目指す施策を展開している。具体的には、「東京都教員育成協議会」において、教員育成のビジョンを共有し、採用や研修の在り方を検討している。また、教員採用試験の見直しや広報活動を強化することで、より多くの人材を引き付ける取り組みを推進している。

採用後の研修体制にも力が入れられており、新任教員のスムーズな現場適応を支援するための任用前講習や、経験年数に応じた研修プログラムが用意されている。特に、若手教員には実践的な指導力を養う機会を提供し、早期からのキャリア形成を支援している。また、オンライン研修や自己学習ツールの充実により、教員が主体的に学び続けられる環境が整備されている。

これらの取り組みを通じ、東京都は教職に熱意と使命感を持つ人材を育成し、教育現場での質の向上を図っている。



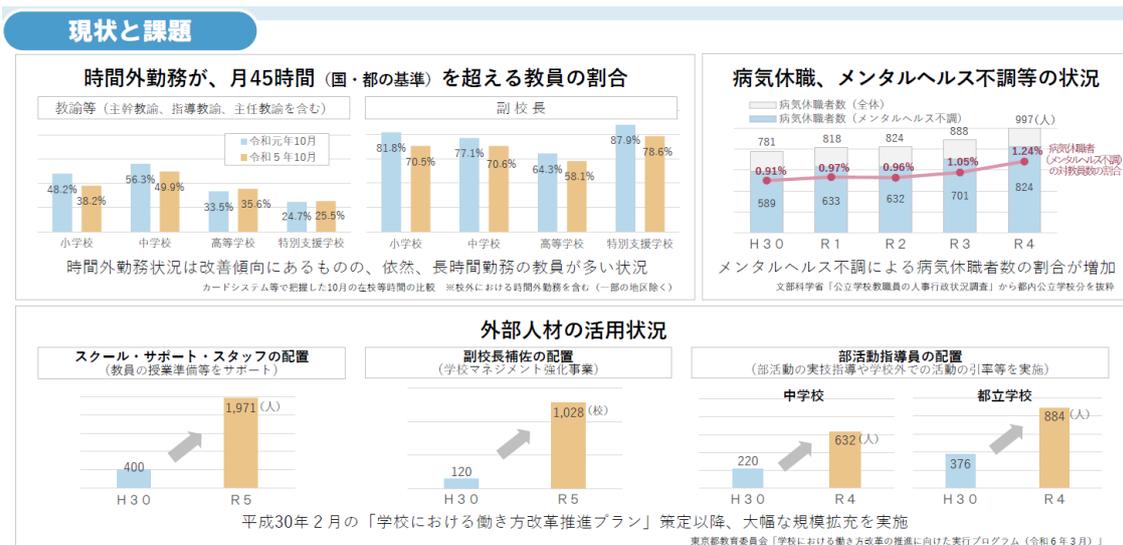
##### (2) 基本的な方針 11：学校における働き方改革等の推進

基本的な方針 11 では、教職員の業務負担軽減や働きやすい環境の整備が重視されている。長時間労働や業務量の多さが教育の質に影響を与える懸念があるため、東京都は「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を展開し、具体的な改善策を実行している。

まず、教員の業務を精査し、地域ボランティアや民間事業者を活用して学校外

の業務を分担している。これにより、教員が授業や生徒指導に専念できる環境を整備している。さらに、ICTを活用した校務効率化が進められており、成績管理や出欠確認などの日常業務のデジタル化が実現している。

また、部活動改革も行われており、外部指導者の活用や地域との連携により、教員の負担軽減が図られている。これらの施策により、教職員が心身ともに健康に働ける環境づくりが進められている。

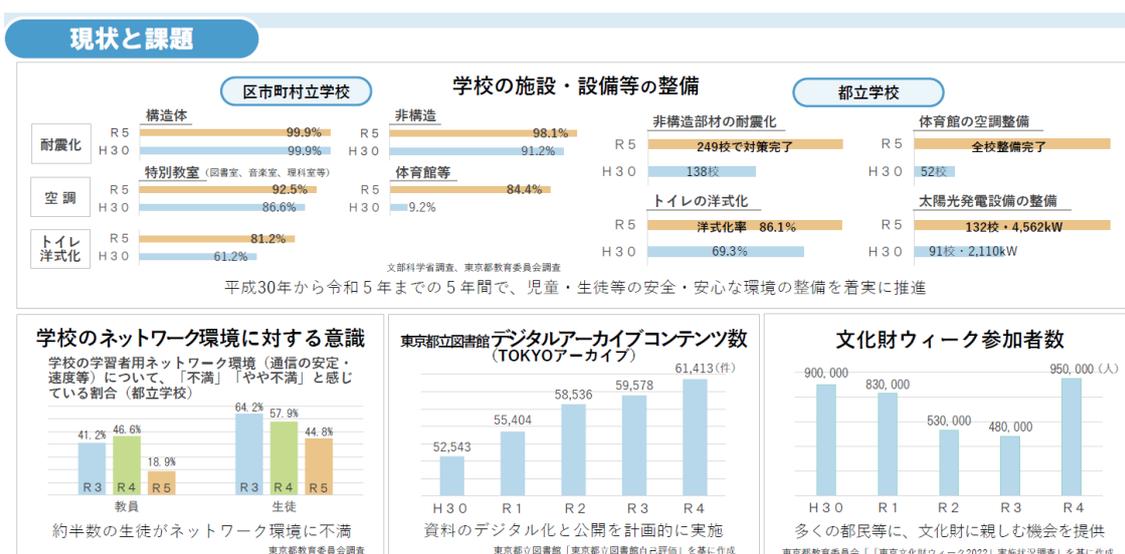


### (3) 基本的な方針 12：質の高い教育を支える環境の整備

基本的な方針 12 では、児童・生徒が安全で快適に学べる環境の整備が目標に掲げられている。東京都は、学校施設の耐震化や ICT 環境の整備を進めるとともに、防災機能を強化した校舎の改築を進めている。また、災害用トイレやバリアフリートイレの設置が行われており、誰もが利用しやすい施設づくりが進められている。

さらに、学校現場での ICT 活用を支える高速通信環境の整備や、一人一台端末の普及が進められている。これにより、授業でのデジタル教材利用や遠隔学習が円滑に行えるようになり、教育の質が向上している。また、校務効率化においても ICT の役割が大きく、教員の業務負担軽減にも寄与している。

これらの取り組みを通じて、東京都は子どもたちが安心して学び、教職員が働きやすい教育環境を提供することを目指している。



## 第2章 八王子市における生涯学習支援事業の現状

### 第1節 八王子市生涯学習プラン

#### 1. 生涯学習プラン策定の背景

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。そのような中では、今後、生涯に2つ、3つの仕事を持つことや、働きながら、または引退後に、ボランティアなどの活動をするのがより一般的になると言われている。

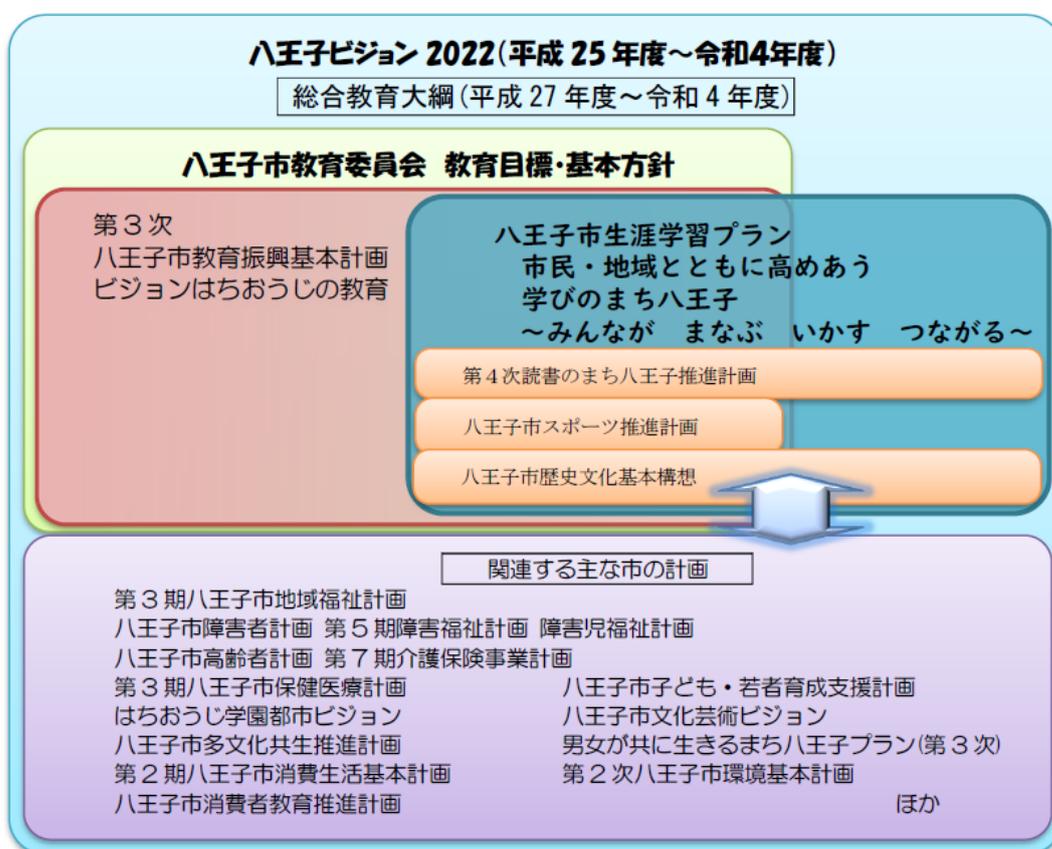
こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の涵養といった資質・能力を身に付けることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域社会や生活上の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まってきている。

このような生涯学習を取り巻く状況の変化を捉え、八王子市基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022（現八王子未来デザイン2040）」に掲げられた基本理念・都市像の実現に向け、八王子市生涯学習審議会によるこれまでの生涯学習関連事業評価や「八王子市生涯学習の振興方策について（答申）」を踏まえ、2020年（令和2年）から2024年（令和6年）までの5年間にわたる生涯学習の施策の方向性と展開を示す新たな「八王子市生涯学習プラン（以下「生涯学習プラン」という。）」が策定された。

## 2. 生涯学習プランの位置付け

生涯学習プランは、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」の生涯学習に関する「個別計画」として位置付け、基本計画に掲げる「目指す姿」の実現に向けた施策を、総合的・計画的に進めている。

生涯学習活動に関連する、読書活動やスポーツ・レクリエーション活動のほか、文化芸術活動、環境、福祉、健康、男女共同参画などの様々な分野において、市には、それぞれ施策に関する計画が策定されている。生涯学習プランでは、関連する他の個別計画とも連携が図っている。



【出典】 八王子市生涯学習プラン

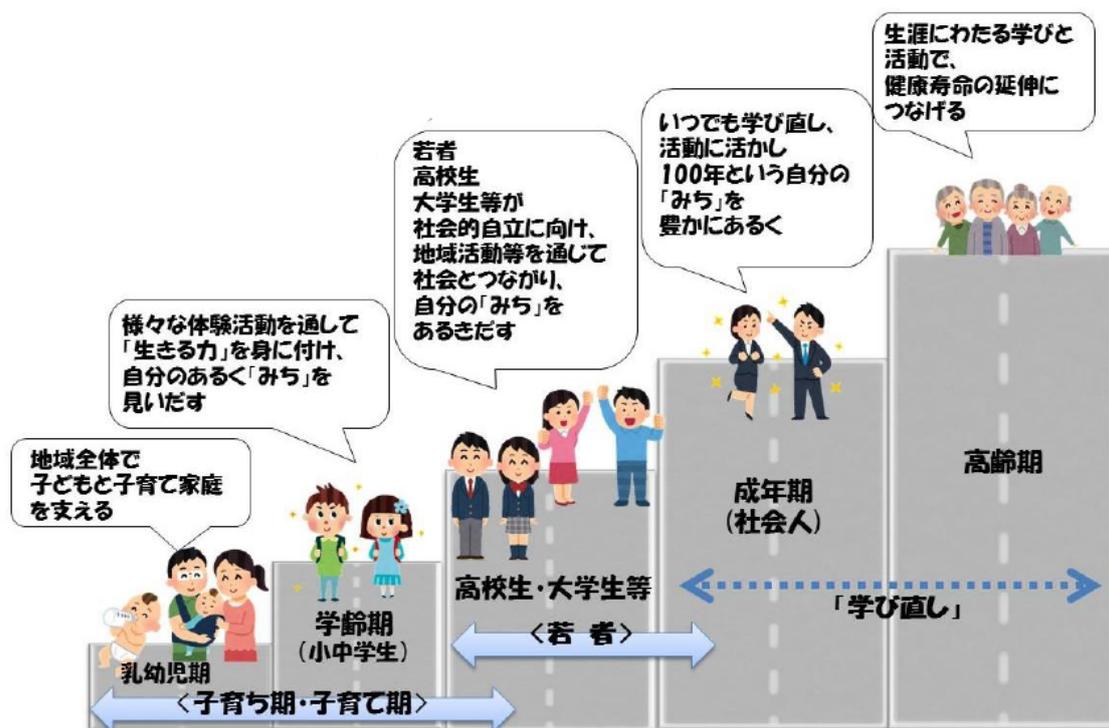
### 3. 生涯学習推進のための視点

国や都の生涯学習の動向及び生涯学習施策の取り組み状況を踏まえ、生涯学習プランでは以下の3つの視点が挙げられている。

#### (1) 視点1：すべてのライフステージに応じた、切れ目ない学び

人生100年時代においては、生涯の様々なステージに必要な能力を着実に身に付け、発揮することが一層重要になる。そして、市民が生涯学習活動への意欲をもって、学びを継続していくためには、年齢、国籍、障害のあるなしに関わらず、誰もが自らの意思によって学べる環境づくりを推進していく必要がある。

そこで、ライフステージごとに異なる課題を意識し、一人一人の成長や歩みに応じた多様な学習機会を提供し、人生100年時代を見据えたライフサイクルの中で、一人一人が生涯にわたって必要な知識・技能を身に付け、他者と協働しながら、その成果を生活や地域での活動等に活かすことができる環境づくりが進められている。

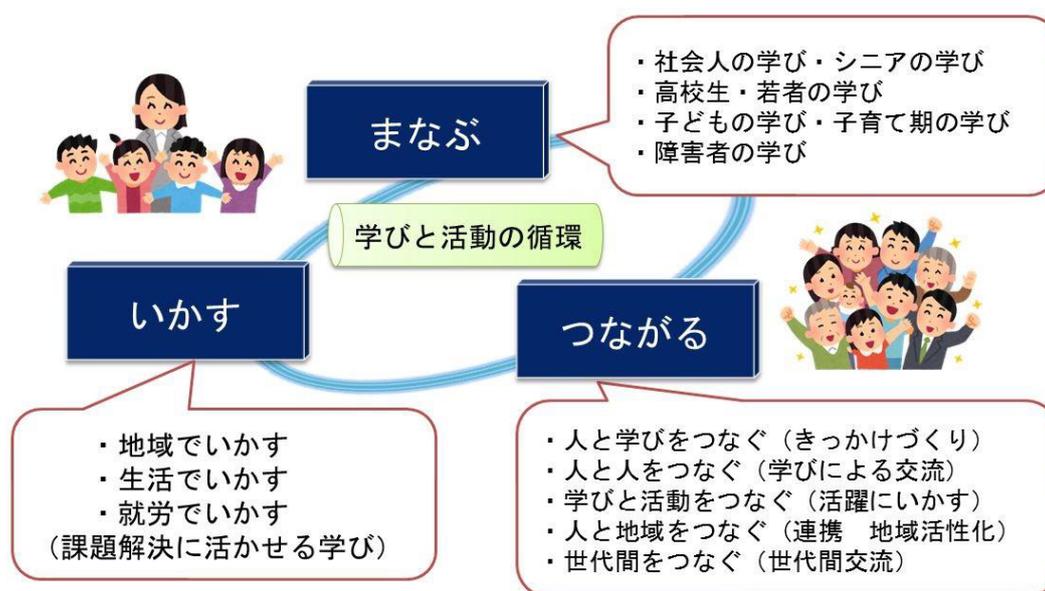


【出典】八王子市生涯学習プラン

## (2) 視点2：「学び」と「活動」が循環し、地域社会に還元する学び

いつでも、どこでも、主体的に学ぶことができる環境を整えるためには、学びのきっかけをつくり、学びたいという意欲に応えられることが重要である。そして、学びの意欲が一層高まるようにするには、学びの成果を活かせる機会の充実が必要となる。

学びをきっかけに地域社会に参加し、習得した知識や技能・経験を「地域活動」「ボランティア活動」「PTA 活動」「スポーツ・レクリエーション活動」「文化芸術活動」「就労」などの活動に活かすことで、充実感が味わえ、また、新たな課題解決のために学ぼうという「学びと活動の循環」につながり、その成果を地域社会に還元することを目指している。



【出典】八王子市生涯学習プラン

## (3) 視点3：地域社会全体でつながり、広がる学び

地域には多様な学びを行っている人が多くいる。その学びを更に発展させるには、地域全体が繋がっていくことが必要となる。人と学びのつながりの上に、人と人、学びと学びが繋がり、人と地域が繋がり、世代間のつながりも加わって、地域全体に交流の輪が拡大することになる。そして、このことは、更なる学びや地域活動を呼び起こすきっかけとなる。

こうした好循環が生まれるネットワーク化の重要性が高まっている。地域にある教育資源(生涯学習施設・小中学校・コミュニティ施設、大学等)を地域で活

用し、地域市民・市民団体・企業など様々な主体が連携・協働することによって、学びの輪を地域全体に広げ、活力ある魅力あふれる地域づくりにつなげている。



【出典】八王子市生涯学習プラン

#### 4. 施策の方向性

生涯学習プランでは、3つの視点を基に、これからの生涯学習施策の方向性として、次の6つの方向性を示し、「学びのまち八王子」を目指して。

##### (1) 社会人の学び直し（リカレント教育）

人生が100年という長い時間となり、小学校から高等学校・大学等まで学び、1つの職業のみで定年退職を迎え、余生を過ごすという従来の価値観だけでは、長い人生を充実させていくのは難しくなりつつある。「人生100年時代」では、学校→仕事→老後といった3ステージの単線型の「みち（人生）」ではなく、マルチステージ型の「みち（人生）」となる。

八王子市においても、100年という人生を豊かに送るという観点から、学校卒業後の社会人等に限らず、若者も高齢者も、生涯にわたって、学びたいときに、いつでも学び始められ、学んだ成果を活動に活かすことのできる環境づくりが進められている。

それまでの人生のなかで培ってきた経験と、新たに学んだことの相乗効果により、その人ならではの力を発揮し、自らの興味に基づいて、仕事や地域社会、生活上の課題解決に活かすことができるよう、取組が進められている。

##### (2) 若者の学び、高校生・大学政党の活動の支援

八王子市では、若者（義務教育終了後から30歳未満）が社会的に自立し、自らの「みち」をあるけるよう、生涯学習活動の観点から支援している。

高校生や、大学・短期大学・高等専門学校などで学ぶ学生は、自分が学んでいることが、社会で役立つことを実感したいと考えている。身近で多様な人と関わられる地域社会は、学生が自らの力を試し、経験を積むのに素晴らしい場となります。高校生等による地域課題解決型学習をはじめ、学生が地域社会で活動できるよう支援している。

その一方で、地域社会は学生を人手として当てにするのではなく、新しい視点や今までにない立場で発見を提供してくれるパートナーとして捉える必要がある。

市や市民団体と学生がお互いに刺激しあい、相乗効果を得られる学園都市の実現を目指し、本市で育った学生が世界へ羽ばたき、本市で学んだことを活かして活躍できるよう、取組が進められている。

##### (3) 子どもの頃から始める生涯の学び

子どもの頃から、生涯にわたる学びを見据え、様々な自然体験・社会体験等の体験活動を通して、他者との関わりや社会との関係を学んだり、視野を広げたり

することは、「生きる力」「学びに向かう力」を身に付け、自分のあるく「みち（自分らしい生き方）」を見だし、将来自立した社会人となるための基盤づくりとなる。

特に情報化社会の中で、子どもたちは知識として知っていても、実際に体験したことがないことが増えていることが懸念されている。子どもたちに必要なのは、バーチャルではない五感で感じるができる原体験である。

そこで、家庭・地域・学校が連携して子どもを育てていくという視点を加味し、経験や技能を豊富に持っている高齢者等地域の人との交流を通じて子どもたちが体験活動する機会を増やすとともに、学校での学びと地域での学びをつなぎ、学びの基礎づくりとなるよう、取組が進められている。

また、子どもたちにグローバルな視点でものごとを考え、国際理解が深まるきっかけとなる海外交流の機会が提供できるよう、取組が進められている。

#### (4) 障害者の生涯学習の推進・共生社会実現に向けた取組

多様な人と人がつながることにより、障害者が自立できることが大切である。

障害のある人もない人もともに学び、働き、社会参加していくために、学習、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術などの様々な分野の生涯学習環境の整備を進めるとともに、学校を卒業した後も、自ら学び、誰もが地域社会の一員として、人との関わりを持ちながら活躍し、豊かな人生を送れるように、学びたいという意欲に応じられるよう、多様な学びを提供している。

また、情報化社会の加速による、情報が得られる人、得られない人との格差の拡大が懸念されているほか、日本語を母語としない市民も増えている状況がある。共生社会の実現、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、生涯学習の環境を整え、全ての人が生涯学習の機会が得られるよう、取組が進められている。

#### (5) 地域全体で子育てと子育て家庭を応援

子育てと子育ては、決して子育て家庭だけの課題ではない。

家庭環境の多様化に伴い、本市で行っている、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援による子育て家庭に寄り添う取組とともに、地域全体で子どもと子育て家庭を支えていく取組「はちおうじのいえいく（家育）」を進めている。

保護者の中には自ら相談をすることが難しい人もいることから、地域と子育て家庭がつながるきっかけをつくり、子育て家庭からも地域の人からも、双方からアプローチできるように、保護者同士のつながりや、地域の人とのつながりができるよう、取組が進められている。

## (6) 生涯学習活動における学校、家庭、地域等との連携

地域が抱える課題が多様化・複合化している昨今、誰もが安心して住み続けたいと感じられる「活力ある魅力あふれるまち」の実現に向け、地域の一人一人が主体的に取り組むことが求められている。

一方、地域と学校との関係では、これまで地域が学校を応援する・支援するという一方向の関係性で行われていたものの、今後は地域学校協働活動を通じて、地域と学校の間を「連携」「協働」へと発展させていくことが求められている。学校や子どもたちの視点が重視されがちですが、生涯学習活動の視点から、地域の人にとっても学びとなる活動に参画できる連携の姿を考える必要がある。

現在、進めている「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校は地域との連携・協働を一層進めることが重要である。地域の多様な人財が学校の教育活動に参加することは、子どもたちにとって、地域の人々の支援により地域を学び、子どもたちが主体的に地域の課題を見つけ地域の人とともに課題解決に向けた能動的な学びを行うことを通じて地域への愛着を育むことにつながり、また、参加する地域の人にとっては、自らの学びの場となることを通じて、特に高齢者にとっては健康の維持・増進や生きがいになるような活動の機会となるなど、各々の人々にとっての自己実現に資することにつながります。そして、地域コミュニティにとっても、これらの取組によって多世代協働が進み、地域の活性化やソーシャルキャピタルの醸成につながり、子どもの育ちを支える基盤が形成されることが期待されている。

これらのことを踏まえ、「地域とともにある学校」を進め、学校施設を生涯学習活動の視点で捉え直し、地域と学校とが連携・協働した様々な活動の実践によって、地域の大人にとっても子どもたちにとってもそれぞれの学びにつながり、ともにメリットとなるよう、取組が進められている。

## 5. 基本理念と基本施策

生涯学習プランでは、「市民・地域とともに高めあう 学びのまち八王子～みんながまなぶ いかす つながる～」を基本理念として掲げている。

そして、この基本理念の実現に向けて、3つの基本方針を定めるとともに、それにより目指す姿を明らかにしている。

基本施策1 誰もが学べる環境づくり ～まなぶ～	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもたちが家庭の環境によらず、多様な体験活動に参加できている。</li> <li>●誰もが、いつでも、どこでも、学べる環境で、生涯にわたり多様な学びに取り組んでいる。</li> <li>●みんながともに学び、みんなが地域の一員として支えあいながら生涯学習活動に取り組んでいる。</li> </ul>
基本施策2 学びから広がる地域づくり ～いかす・つながる～	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての子どもたちの健やかな育ちを地域で支えている。</li> <li>●学びが個人にとどまらず、社会や地域での活動に活かされ、人と人との交流が新たな学びにつながり、学習成果が循環している。</li> <li>●高校生・大学生等、若者が地域で活躍できる機会が充実し、地域が高めあって、協働している。</li> </ul>
基本施策3 学びを支える基盤づくり	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習情報を広報紙・インターネットなどの複数の媒体で、分かりやすく提供し、市民の生涯学習活動の充実につながっている。</li> <li>●生涯学習施設が、市民が気軽に集い、つながれる、学びのきっかけづくりの場として機能している。</li> </ul>

## 6. 基本理念を実現するための施策

生涯学習プランでは、基本理念である「市民・地域とともに高めあう 学びのまち八王子～みんながまなぶ いかす つながる～」を実現するための3つの基本施策に基づき、28の具体的施策を実施している。

基本理念	基本施策	施策の展開	具体的な施策
市民・地域とともに高めあう 学びのまち八王子 くみんなが まなぶ いかす つながる	1 誰もが学べる 環境づくり ～まなぶ～	01 子どもの頃から始める生涯の学び	001 子どもたちが体験できる機会の充実
			002 子どもたちに向けた各種講座・教室の充実
			003 青少年の海外交流・都市間交流の実施
		02 人生100年時代を見据えた多彩な学習機会の充実	004 人生を豊かにする多様な講座の提供
			005 郷土の歴史や文化財に親しむ
			006 文化芸術に触れる
			007 読書のまち八王子の推進
			008 スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実
			009 社会人の学び直しの支援（リカレント教育）
		03 共生社会実現に向けた生涯学習の支援	010 障害のある人の生涯にわたる多様な学びの支援
			011 健康寿命の延伸につながる生涯学習の取組
			012 性別国籍にかかわらず社会参画につながる学び
	2 学びから 広がる 地域づくり ～いかす・ つながる～	04 学校、家庭、地域で支える子どもの育ち	013 地域全体で子どもの育ちを支える
			014 学校と地域との連携・協働による生涯学習活動
			015 子育て世代がつながるきっかけづくり
		05 地域を豊かにする学びの還元	016 地域での活動のきっかけづくり
			017 地域で活躍するボランティアの養成・支援
			018 地域の課題解決につながる学びの提供
		06 学びをいかし、みんなが つながる環境の充実	019 学習成果の発表と学びの広がり
			020 日頃の成果の発表と学ぶ意欲の醸成
		07 高校生・大学生等、若者が活躍できる機会の充実	021 高校生・大学生等と地域が つながる、地域でいかす
			022 若者の社会的自立に向けた、 学びによる支援
	3 学びを支える 基盤づくり	08 学びのきっかけとなる情報の提供・学びの提供	023 学びへの新たな参加を促す取組
			024 生涯学習の相談体制の充実
			025 生涯学習機会の情報の発信
		09 生涯学習環境の整備	026 生涯学習環境の充実と活動の場の提供
			027 誰もが生涯学習へ参加しやすい環境づくり
028 ICTを活用した生涯学習機会の充実			

なお、今回の監査報告書では、上述の基本施策に紐づける形で監査の意見を記載していることから、各基本施策の内容については、「第3編 監査の結果」にて記載することとする。

## 第3編 監査の結果

### 第1章 八王子市生涯学習プラン

#### 第1節 基本施策1：誰もが学べる環境づくり ～まなぶ～

##### 1. 概要

八王子市では、地域の特性を生かした体験の機会を充実し、多世代交流を図りつつ、全ての子どもたちに体験の機会を提供し、子どもの頃から始められる生涯の学びの機会をサポートしている。子どもの体験不足が指摘される中、子どもが自由に豊かな外遊びの体験ができる事業を実施する人材を育成し、地域の団体の取組みを支援している。さらに、友好都市等との青少年の交流を継続し、お互いの地域について学ぶ機会を確保しながら友情を育み、子どもたちの豊かな心を育てる施策を行っている。

また、人生100年時代を見据えた多彩な学習機会を充実させるために、大学等の高度で専門的な学習機会を継続的に提供する八王子学園都市大学（いちよう塾）を開設している。また、八王子市の伝統文化や歴史を理解する学習機会、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供している。さらに、何歳になっても学び直しができるよう、リカレント教育に取り組むとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる街の実現を目指している。

さらに、共生社会実現に向けた生涯学習を支援するために、特に障害のある人、高齢者が参加しやすい生涯学習の機会を確保している。また、性や国籍に関わらず社会参画できることに繋がる学びも提供している。

これらの施策を通じて八王子市では、子どもたちが家庭の環境によらず、多様な体験活動に参加でき、誰もが、何時でも、何処でも学べる環境で生涯にわたり多様な学びに取り組める機会を提供することにより、みんながともに学び、みんなが地域の一員として支えあいながら生涯学習活動に取り組めるまちづくりを目指している。

##### 2. 監査の実施

###### (1) 監査手続きの概要

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行うとともに、以下の生涯学習スポーツ部が所管する施設の視察を行った。

施設の視察に際しては、施設の管理・運営状況をヒアリングするとともに、管理する備品の実査を行うとともに、職員の勤務状況の確認、現金を取り扱う施設においては現金出納管理の状況確認を行った。

① 現地視察した文化施設

1) 絹の道資料館

施設カルテ

令和6年3月31日 公表

1. 施設基本情報

施設名称	絹の道資料館	施設外観	
開設年月日	平成2年3月		
所在地	鍵水989-2		
所管課	生涯学習スポーツ部文化財課		
設置根拠	八王子市絹の道資料館条例		
設置目的	絹の道の歴史に関する資料を展示して、市民の郷土の歴史に対する理解を深め、もって市民の文化の向上に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	絹の道の歴史に関する資料の展示、休憩スペース	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	博物館・史跡等
		地域区分	東部地域
主な利用者	市民及び学校等の各種団体等	中学校区	由木中
		小学校区	由木西小
開館時間	9:00～17:00 (3月～10月) 9:00～16:30 (11月～2月)	遊覧所機能	—
		管理運営形態	一部委託
		指定管理者	—
休館日	月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日、年末年始	駐車スペース	7台
			—

2. 土地情報

用途地域	第一種低層住居専用地域		敷地面積	2,822.79 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	30 %	50 %	市有面積	2,822.79 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有		借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

3. 建物情報

延床面積	349.06 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成2年2月27日	耐震化状況	済
耐用年数	50年	築年数	34年
取得事由	新築	乗務用EV	無
建物取得価額	202,812,690円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	130,138,118円	出入口段差解消	有
建物残存価額	72,674,572円	車椅子使用者等優先トイレ	有
建物残価率	35.83 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	—		

4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	1,840,549円	6,232,151円
物件賃等	8,138,898円	8,508,725円
減価償却費	4,135,009円	4,135,009円
計	9,979,447円	14,740,876円

5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	237日	278日
年間利用者数	5,364人	7,460人
1日平均利用者数	23人	27人
施設内貸室数	—室	—室
貸出可能コマ数	—コマ	—コマ
利用コマ数	—コマ	—コマ
貸室稼働率	—%	—%

## 2) 国史跡八王子城跡（管理棟）

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	国史跡八王子城跡(管理棟)	施設外観	
開設年月日	平成29年3月1日		
所在地	元八王子町3丁目2715-6外		
所管課	生涯学習スポーツ部文化財課		
設置規模	-		
設置目的	国史跡八王子城跡には来訪者が利用できるトイレが管理棟に併設されている。	財産区分	行政財産
サービス内容	八王子城跡来訪者のためのトイレ	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	博物館・史跡等
		地域区分	西部地域
主な利用者	市民及び学校等の各種団体等	中学校区	城山中
		小学校区	城山小
開館時間	9:00～17:00	遊覧所係組	-
		管理運営形態	直営
休館日	-	指定管理者	-
		駐車スペース	- 台

#### 2. 土地情報

用途地域	市街化調整区域		敷地面積	173,898.33 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	40 %	80 %	市有面積	173,898.33 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有		借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

#### 3. 建物情報

延床面積	187.58 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	- m <sup>2</sup>	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成24年3月6日	耐震化状況	済
耐用年数	50 年	築年数	12 年
取得事由	新築	乗降用EV	無
建物取得価額	80,545,702 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	27,187,051 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	33,358,651 円	車椅子利用者等優先トイレ	有
建物残価率	55.10 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	-		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	15,146,665 円	15,060,983 円
物件費等	24,347,650 円	16,507,145 円
減価償却費	15,638,204 円	13,856,845 円
計	39,494,315 円	31,568,128 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	365 日	365 日
年間利用者数	- 人	- 人
1日平均利用者数	- 人	- 人
施設内貸室数	- 室	- 室
貸出可能コマ数	- コマ	- コマ
利用コマ数	- コマ	- コマ
貸室稼働率	- %	- %

### 3) 国史跡八王子城跡ガイダンス施設

#### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	国史跡八王子城跡ガイダンス施設	施設外観	
開設年月日	平成24年10月20日		
所在地	元八王子町3丁目2664-2		
所管課	生涯学習スポーツ部文化財課		
設置根拠	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例		
設置目的	国指定の史跡である八王子城跡の歴史的価値を広く紹介し、市民及び史跡来訪者の歴史に対する理解を深め、もって文化の向上に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	八王子城の歴史に関する展示、八王子城跡来訪者のための休憩スペース、歴史学習・研修のためのスペース	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	博物館・史跡等
		地域区分	西部地域
		中学校区	城山中
主な利用者	市民及び学校等の各種団体等	小学校区	城山小
		遊覧所係組	一騎澤在施設
開館時間	9:00～17:00	管理運営形態	直営
		指定管理者	—
休館日	年末年始、臨時休館日	駐車スペース	59 台
			—

#### 2. 土地情報

用途地域	市街化調整区域		敷地面積	0.00 ㎡
建ぺい/容積	40 %	80 %	市有面積	0.00 ㎡
所有形態	全部所有		借地面積	0.00 ㎡

#### 3. 建物情報

延床面積	467.71 ㎡	所有者	八王子市
借家面積	— ㎡	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成24年3月6日	耐震化状況	済
耐用年数	50 年	築年数	12 年
取得事由	新築	乗降用EV	無
建物取得価額	180,312,950 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	30,459,462 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	129,853,488 円	車椅子利用者等優先トイレ	有
建物残価率	81.00 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	—		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	7,600,708 円	6,777,012 円
物件費等	9,024,762 円	10,210,092 円
減価償却費	4,408,267 円	4,351,732 円
計	16,025,470 円	16,987,104 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	300 日	324 日
年間利用者数	47,269 人	53,795 人
1日平均利用者数	158 人	166 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	— コマ	— コマ
利用コマ数	— コマ	— コマ
貸室稼働率	— %	— %

#### 4) こども科学館（コニカミノルタ サイエンスドーム）

##### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

##### 1. 施設基本情報

施設名称	こども科学館(コニカミノルタ サイエンスドーム)	施設外観	
開設年月日	平成元年1月28日		
所在地	大槻町9-13		
所管課	生涯学習スポーツ部こども科学館		
設置根拠	八王子市こども科学館条例		
設置目的	子供の科学に関する知識の普及及び啓蒙を図り、もって次代を担う創造性豊かな子供の育成に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	科学に関する資料及び装置の展示・利用。プラネタリウムその他の投影装置による天体運行等の投影。科学に関する実習及び講習会等の開催。その他科学に関し教育委員会が必要と認める事業	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	博物館・史跡等
		地域区分	中央地域
主な利用者	市内外の小・中学校生徒、保育・幼稚園等児童、家族連れ。個人利用。	中学校区	第六中
		小学校区	第二小
開館時間	火～金曜日 12:00～17:00(9:00～正午は事前予約団体専用)、土、日、祝休日及び市立学校の夏・冬・春季休業期間は10:00～17:00。	遊覧所係組	—
		管理運営形態	直営
休館日	月曜日(祝休日の場合は、開館し翌日が休館)、祝休日の翌日、年末年始、その他臨時休館有	指定管理者	—
		駐車スペース	90台
			—

##### 2. 土地情報

用途地域	準工業地域	敷地面積	7,472.04 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	60 % / 200 %	市有面積	7,472.04 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

##### 3. 建物情報

延床面積	2,996.06 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和63年9月30日	耐震化状況	済
耐用年数	50年	築年数	35年
取得事由	新築	乗降用EV	有
建物取得価額	1,927,619,999 円	赤ちゃんふらっと	有
建物減価累計額	994,397,087 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	933,222,912 円	車椅子利用者等優先トイレ	有
建物残価率	46.41 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	#N/A		

##### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	57,481,708 円	41,609,971 円
物件費等	186,398,951 円	156,381,074 円
減価償却費	103,681,771 円	104,847,320 円
計	243,880,659 円	197,991,045 円

##### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	222 日	240 日
年間利用者数	12,083 人	24,214 人
1日平均利用者数	54 人	101 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	— コマ	— コマ
利用コマ数	— コマ	— コマ
貸室稼働率	— %	— %

## 5) 中央図書館

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	中央図書館	施設外観	
開設年月日	昭和60年1月27日		
所在地	千人町3丁目3-6		
所管課	生涯スポーツ部図書館課		
設置根拠	八王子市図書館条例		
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	図書の貸し出し、閲覧等	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	図書館
		地域区分	中央地域
		中学校区	第七中
主な利用者	市民	小学校区	第五小
		遊覧所係組	—
開館時間	10:00～19:00 ※7/21～8/31は9:30開館	管理運営形態	直営
		指定管理者	—
休館日	第2火曜日、年末年始、特別整理期間	駐車スペース	17 台
			—

#### 2. 土地情報

用途地域	準工業地域	敷地面積	2,969.17 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	60 % / 200 %	市有面積	2,969.17 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

#### 3. 建物情報

延床面積	5,581.44 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和59年8月30日	耐震化状況	済
耐用年数	50 年	築年数	39 年
取得事由	新築	乗降用EV	有
建物取得価額	1,806,519,064 円	赤ちゃんふらっと	有
建物減価累計額	1,293,947,056 円	出入口段差解消	無
建物残存価額	512,572,008 円	車椅子利用者等優先トイレ	有
建物残価率	28.37 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	—		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	231,327,239 円	226,672,462 円
物件費等	167,288,935 円	145,690,685 円
減価償却費	43,351,307 円	43,456,486 円
計	398,616,174 円	372,363,147 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	291 日	333 日
年間利用者数	226,152 人	271,343 人
1日平均利用者数	777 人	815 人
施設内貸室数	5 室	5 室
貸出可能コマ数	2,228 コマ	2,296 コマ
利用コマ数	525 コマ	729 コマ
貸室稼働率	23.6 %	31.8 %

## 6) 生涯学習センター図書館

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	生涯学習センター図書館	施設外観	
開設年月日	平成11年10月1日		
所在地	東町5-6		
所管課	生涯スポーツ部図書館課		
設置根拠	八王子市図書館条例		
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	図書の貸し出し、閲覧等	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	図書館
		地域区分	中央地域
主な利用者	市民	中学校区	いずみの森(後期課程)
		小学校区	第四小
開館時間	10:00~19:00 ※7/21~8/31は9:30開館	遊覧所係組	—
		管理運営形態	直営
休館日	年末年始、館内整理日(毎月の第1火曜日。その日が休日に当たるときは、第2火曜日)、特別整理期間	指定管理者	—
		駐車スペース	— 台

#### 2. 土地情報

用途地域	商業地域		敷地面積	0.00 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	80 %	600 %	市有面積	0.00 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有		借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

#### 3. 建物情報

延床面積	4,184.54 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年度	平成11年3月26日	耐震化状況	済
耐用年数	50 年	築年数	25 年
取得事由	新築	乗降用EV	有
建物取得価額	2,646,137,118 円	赤ちゃんふらっと	有
建物減価累計額	1,190,761,695 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	1,455,375,423 円	車椅子使用者等優先トイレ	有
建物残価率	55.00 %	施設案内表示	日本語ほか4か国語
複合状況	複合施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	生涯学習センター、生涯学習センター図書館、男女共同参画センター、消費生活センター、子ども家庭支援センター		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	145,442,879 円	149,367,314 円
物件費等	93,371,964 円	91,402,041 円
減価償却費	52,922,742 円	52,922,742 円
計	238,814,843 円	240,769,355 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	290 日	338 日
年間利用者数	247,666 人	283,466 人
1日平均利用者数	854 人	839 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	— コマ	— コマ
利用コマ数	— コマ	— コマ
貸室稼働率	— %	— %

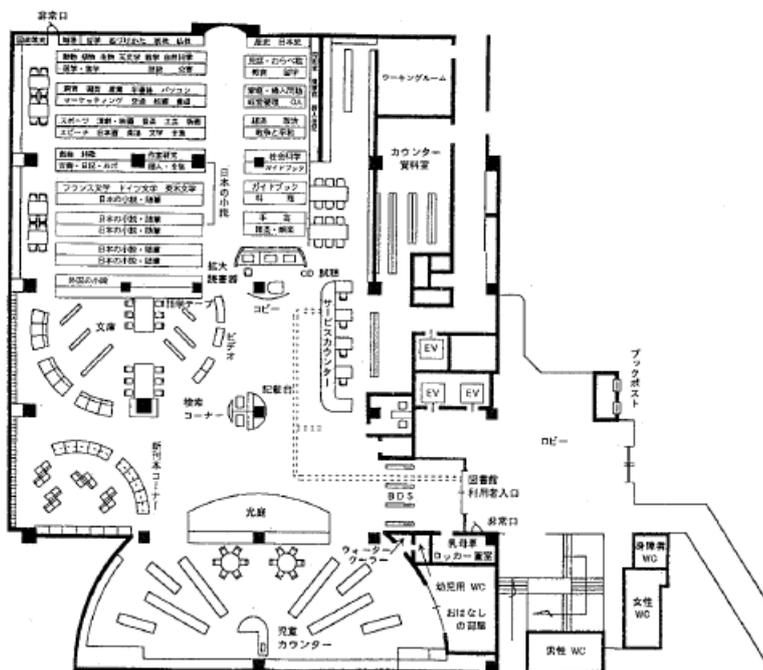
【出典】 以上、八王子市 HP 施設カルテより

## 7) 南大沢図書館

南大沢図書館 (平成8年10月開設)

〒192-0364 八王子市南大沢二丁目27番地 フレスコ南大沢内 ☎679-2201

SRC造 BFI	1,675㎡
一般図書コーナー	489.0㎡
レファレンスコーナー	110.0㎡
ヤングアダルトコーナー	
A V コーナー	77.0㎡
新聞・雑誌コーナー	102.0㎡
児童図書コーナー	178.0㎡
おはなしの部屋	41.0㎡
対面朗読室	6.9㎡
事務室	125.7㎡
職員休憩室	28.1㎡
ワーキングルーム	33.3㎡
カウンター資料庫	33.6㎡
書庫	224.8㎡



【出典】八王子 HP 八王子市の図書館より

8) 桑都日本遺産センター八王子博物館

## 「<sup>そうと</sup>桑都」八王子の歴史と文化に出会える場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館 OPEN!

「桑都日本遺産センター 八王子博物館(愛称:はちはく)」では、都内で唯一の「日本遺産」に認定されたストーリー、「靈気満山 高尾山 ～人々の折りが紡ぐ桑都物語～」を紹介します。原始・古代から未来へとつづく八王子の歴史と文化に出会える場所「はちはく」。桑都と呼ばれる八王子の魅力を発信し、市内各地の歴史文化へあなたを誘います。

### 導入ゾーン

通路壁面のイラストとプロジェクションマッピングの映像を楽しみながら入口へ。「はちはく」ロゴをかたどった大画面がみなさんをお出迎えします。日本遺産の構成文化財や八王子の四季折々、歴史文化を映像でご案内します。

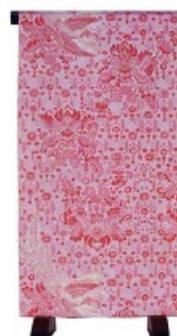


### テーマ展示ゾーン

八王子の歴史をテーマに描かれたイラストとさまざまな資料で、高尾山や八王子城跡、八王子のまちの歴史や伝統文化を紹介します。好きなイラスト、気なるテーマから、「桑都」八王子の魅力に触れてください。



八王子城跡出土レリスガラスをルイベで見てください!



多摩郡城

#### 靈気満山 高尾山

歴史、信仰、自然や観光・行事。いろいろな角度から高尾山の魅力を紹介します。高尾山の人気者に会えるかも?



武州高尾山境内全国

#### 滝山城と八王子城

北条氏照の居城、滝山城と八王子城を紹介します。二つの城を投影模型で比較して、あなたも山城博士に!

#### 八王子のまちと人々

江戸時代、甲州道中の宿場町として発展した八王子宿。まちの様子やそこに住む人々、千人同心の活動について紹介します。



徳利集屋の看板

#### 桑都と織物

古くから養蚕や機織りが盛んで「桑都」と呼ばれてきた八王子。まちの発展を支えた織物業や、現在に伝わる伝統芸能などを紹介します。

### 交流ゾーン

#### 交流コーナー

車人形や機織り、くらしに関するむかしの道具を体験しながら、理解することができます。また、原始・古代から現在までの八王子の歴史を凝縮した展示がご覧になれます。

#### 情報コーナー

市内の文化財やイベント・お祭りなどの情報をお知らせします。皆さんぜひ、情報をお寄せください。また、このコーナーでは「八王子駅南口集いの拠点」に関する情報提供や、八王子に関する歴史図書を開覧することができます。

#### インフォメーション

図書やグッズを販売しています。ガイドボランティアの解説を希望される方はお気軽に声をかけてください。

#### 日本遺産 (Japan Heritage) とは

地域の歴史的の魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する制度です。ストーリーを語るうえで欠かすことのできない、魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用して、国内外へ発信することによって地域の活性化を図ることを目的としています。

【出典】八王子市 HP 八王子博物館リーフレットより

② 現地視察したスポーツ施設

1) 富士森公園陸上競技場

施設カルテ

令和6年3月31日 公表

1. 施設基本情報

施設名称	富士森公園陸上競技場	施設外観	
開設年月日	大正15年3月31日		
所在地	台町2丁目2		
所管課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市都市公園条例		
設置目的	公園の健全な発達と利用の適正を図る。	財産区分	行政財産
サービス内容	陸上競技場の貸出	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	中央地域
主な利用者	市民、スポーツ団体	中学校区	第七中
		小学校区	第七小
		避難所機能	指定緊急避難場所(広域避難場所)
開館時間	9:00~21:00	管理運営形態	直営
		指定管理者	—
休館日	年末年始	駐車スペース	119 台
			—

2. 土地情報

用途地域	第二種中高層住居専用地域	敷地面積	0.00 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	60 % / 200 %	市有面積	0.00 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

3. 建物情報

延床面積	762.36 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	木造
建築年度	令和2年2月20日	耐震化状況	済
耐用年数	24 年	築年数	4 年
取得事由	新築	乗換用EV	無
建物取得価額	297,396,172 円	赤ちゃんふらっと	有
建物減価累計額	77,113,761 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	220,282,411 円	車椅子利用者等優先トイレ	有
建物残存率	74.07 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	—		

4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	6,981,761 円	7,451,385 円
物件費等	152,950,226 円	147,423,123 円
減価償却費	115,504,187 円	113,316,929 円
計	159,931,967 円	154,874,508 円

5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	298 日	344 日
年間利用者数	111,359 人	99,486 人
1日平均利用者数	374 人	289 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	— コマ	— コマ
利用コマ数	— コマ	— コマ
貸室稼働率	— %	— %

## 2) 富士森公園野球場（スリーポンドスタジアム八王子）

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	富士森公園野球場(スリーポンドスタジアム八王子)	施設外観	
開設年月日	昭和31年7月1日		
所在地	台町2丁目2		
所管課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市都市公園条例		
設置目的	公園の健全な発達と利用の適正を図る。	財産区分	行政財産
サービス内容	野球場の貸出	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	中央地域
		中学校区	第七中
主な利用者	市民、スポーツ団体	小学校区	第七小
		避難所機能	指定緊急避難場所(広域避難場所)
開館時間	夏季8:45～22:00 冬季9:30～15:50	管理運営形態	一部委託
		指定管理者	—
休館日	12月29日～春分の日の前日	駐車スペース	10台
			—

#### 2. 土地情報

用途地域	第二種中高層住居専用地域	敷地面積	0.00 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	60 % / 200 %	市有面積	0.00 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

#### 3. 建物情報

延床面積	4,528.00 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和59年7月7日	耐震化状況	済
耐用年数	50年	築年数	39年
取得事由	新築	乗降用EV	無
建物取得価額	637,536,979 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	373,819,376 円	出入口段差解消	無
建物残存価額	263,717,603 円	車椅子使用者等優先トイレ	有
建物残価率	41.37 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	—		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	9,797,707 円	12,753,720 円
物件費等	58,728,414 円	52,687,441 円
減価償却費	30,235,464 円	30,669,164 円
計	68,526,121 円	65,441,161 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	200 日	268 日
年間利用者数	80,680 人	195,424 人
1日平均利用者数	403 人	729 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	607 コマ	647 コマ
利用コマ数	361 コマ	520 コマ
貸室稼働率	59.5 %	80.4 %

### 3) 川町運動場

#### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

##### 1. 施設基本情報

施設名称	川町運動場	施設外観	
開設年月日	昭和60年8月18日		
所在地	川町128		
所管課	生涯学習スポーツスポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市運動場条例		
設置目的	市民の体育を向上し、もって心身の健全な発達を図る。	財産区分	行政財産
サービス内容	少年野球場、少年サッカー場の貸出	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	西部地域
主な利用者	市民、スポーツ団体	中学校区	城山中
		小学校区	沢分方小
開館時間	夏季8:45～16:45 冬季9:30～15:50	遊覧所権組	—
		管理運営形態	一部委託
休館日	火曜日、金曜日、年末年始	指定管理者	—
		駐車スペース	72 台
			—

##### 2. 土地情報

用途地域	第一種低層住居専用地域	敷地面積	21,741.42 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	40 % / 80 %	市有面積	21,741.42 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

##### 3. 建物情報

延床面積	49.45 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	木造
建築年度	昭和61年3月15日	耐震化状況	済
耐用年数	24 年	築年数	38 年
取得事由	新築	乗降用EV	無
建物取得価額	9,251,296 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	5,416,050 円	出入口段差解消	無
建物残存価額	3,835,246 円	車椅子利用者等優先トイレ	無
建物残価率	41.46 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	—		

##### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	4,307,613 円	4,222,453 円
物件費等	3,628,964 円	4,198,122 円
減価償却費	167,260 円	245,910 円
計	7,936,577 円	8,420,575 円

##### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	214 日	247 日
年間利用者数	16,798 人	23,000 人
1日平均利用者数	78 人	93 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	1,092 コマ	1,417 コマ
利用コマ数	501 コマ	609 コマ
貸室稼働率	45.9 %	43.0 %

#### 4) 富士森体育館

##### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

##### 1. 施設基本情報

施設名称	富士森体育館	施設外観	
開設年月日	昭和49年10月12日		
所在地	台町2丁目3-7		
所管課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市体育館条例		
設置目的	市民の体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって、心身の健全な育成に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	競技場の貸出、個人スポーツの場の提供	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	中央地域
主な利用者	市民、スポーツ団体	中学校区	第七中
		小学校区	第七小
開館時間	9:00～21:30	遊覧所権組	指定遊覧所
		管理運営形態	直営
休館日	第1月曜日、年末年始	指定管理者	—
		駐車スペース	162 台
			—

##### 2. 土地情報

用途地域	第二種中高層住居専用地域	敷地面積	14,956.34 ㎡
建ぺい/容積	60 % / 200 %	市有面積	14,956.34 ㎡
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 ㎡

##### 3. 建物情報

延床面積	6,298.58 ㎡	所有者	八王子市
借家面積	— ㎡	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和49年10月12日	耐震化状況	済
耐用年数	47 年	築年数	49 年
取得事由	新築	乗降用EV	有
建物取得価額	1,352,622,018 円	赤ちゃんふらっと	有
建物減価累計額	185,985,525 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	1,166,636,493 円	車椅子使用者等優先トイレ	有
建物残価率	86.25 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	—		

##### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	32,959,483 円	32,427,364 円
物件費等	111,817,562 円	108,052,370 円
減価償却費	32,515,858 円	32,515,858 円
計	144,772,045 円	140,479,734 円

##### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	282 日	314 日
年間利用者数	118,869 人	226,981 人
1日平均利用者数	422 人	723 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	7,896 コマ	8,760 コマ
利用コマ数	4,980 コマ	6,658 コマ
貸室稼働率	63.1 %	76.0 %

## 5) 総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)	施設外観	
開設年月日	平成26年10月1日		
所在地	狭間町1453-1		
所管課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市総合体育館条例		
設置目的	スポーツ及びレクリエーションの振興を期し、市民の心身の健全な発達及び地域交流の促進に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	競技場の貸出、個人スポーツの場の提供	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	西南部地域
主な利用者	市民、スポーツ団体	中学校区	陵南中
		小学校区	栗浅川小
開館時間	8:30～22:30	遊覧所乗組	一時滞在施設
		管理運営形態	指定管理
休館日	年末年始、不定期	指定管理者	八王子ゆめおりサポート株式会社
		駐車スペース	150台
			—

#### 2. 土地情報

用途地域	準工業地域	敷地面積	24,970.04 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	60 % / 200 %	市有面積	24,970.04 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

#### 3. 建物情報

延床面積	22,727.68 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成26年7月31日	耐震化状況	済
耐用年数	47年	築年数	9年
取得事由	売買	乗降用EV	有
建物取得価額	6,464,775,025 円	赤ちゃんふらっと	有
建物減価累計額	1,066,687,878 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	5,398,087,147 円	車椅子使用者等専用トイレ	有
建物残価率	83.50 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	有
複合施設名称	—		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	8,668,615 円	8,693,282 円
物件費等	433,914,852 円	392,500,136 円
減価償却費	142,349,880 円	142,604,990 円
計	442,783,467 円	401,193,418 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	286 日	318 日
年間利用者数	216,524 人	304,957 人
1日平均利用者数	757 人	959 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	14,872 コマ	17,856 コマ
利用コマ数	9,227 コマ	11,220 コマ
貸室稼働率	62.0 %	62.8 %

## 6) 甲の原体育館

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	甲の原体育館	施設外観	
開設年月日	平成5年7月1日		
所在地	中野町2726-8		
所管課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市体育館条例		
設置目的	市民の体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって、心身の健全な育成に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	競技場の貸出、個人スポーツの場の提供	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	中央地域
主な利用者	市民、スポーツ団体	中学校区	甲/原中
		小学校区	清水小
開館時間	9:00～21:30	遊覧所権組	—
		管理運営形態	指定管理
休館日	第1月曜日、年末年始	指定管理者	八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループ
		駐車スペース	83 台
			—

#### 2. 土地情報

用途地域	第一種中高層住居専用地域	敷地面積	5,771.89 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	60 % / 150 %	市有面積	5,771.89 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

#### 3. 建物情報

延床面積	4,536.63 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成5年3月17日	耐震化状況	済
耐用年数	47 年	築年数	31 年
取得事由	新築	乗降用EV	有
建物取得価額	2,127,948,250 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	1,338,947,605 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	789,000,645 円	車椅子使用者等専用トイレ	有
建物残価率	37.06 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	—		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	18,911,884 円	9,446,603 円
物件費等	150,112,318 円	120,554,869 円
減価償却費	51,074,267 円	51,074,267 円
計	169,024,202 円	130,001,472 円

#### 5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	282 日	119 日
年間利用者数	95,573 人	49,342 人
1日平均利用者数	339 人	415 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	5,640 コマ	2,380 コマ
利用コマ数	4,204 コマ	897 コマ
貸室稼働率	74.5 %	37.7 %

## 7) 戸吹スポーツ公園スポーツ施設

### 施設カルテ

令和6年3月31日 公表

#### 1. 施設基本情報

施設名称	戸吹スポーツ公園スポーツ施設	施設外観	
開設年月日	平成23年4月1日		
所在地	戸吹町1745-1		
所管課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		
設置根拠	八王子市都市公園条例		
設置目的	公園の健全な発達と利用の適正を図る。	財産区分	行政財産
サービス内容	テニスコート、サッカー兼ラグビー場、スケートパーク等の貸出	施設大分類	スポーツ施設
		施設小分類	スポーツ施設
		地域区分	北部地域
		中学校区	加住中
主な利用者	市民、スポーツ団体、市外住民	小学校区	加住小
		遊憩所権能	—
開館時間	8:00～22:00	管理運営形態	指定管理
		指定管理者	スポーツコミュニティ戸吹
休館日	—	駐車スペース	160 台
			—

#### 2. 土地情報

用途地域	市街化調整区域		敷地面積	0.00 ㎡
建ぺい/容積	40 %	80 %	市有面積	0.00 ㎡
所有形態	全部所有		借地面積	0.00 ㎡

#### 3. 建物情報

延床面積	315.71 ㎡	所有者	八王子市
借家面積	— ㎡	主要構造	鉄骨造
建築年度	平成23年3月16日	耐震化状況	済
耐用年数	38 年	築年数	13 年
取得事由	新築	乗用EV	無
建物取得価額	104,583,612 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	30,464,240 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	74,119,372 円	車椅子使用者等優先トイレ	有
建物残価率	70.87 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	単独施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	—		

#### 4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	2,956,204 円	2,897,761 円
物件賃等	74,164,975 円	56,718,074 円
減価償却費	55,483,475 円	41,124,943 円
計	77,121,179 円	59,615,835 円

#### 5. 施設利用状況

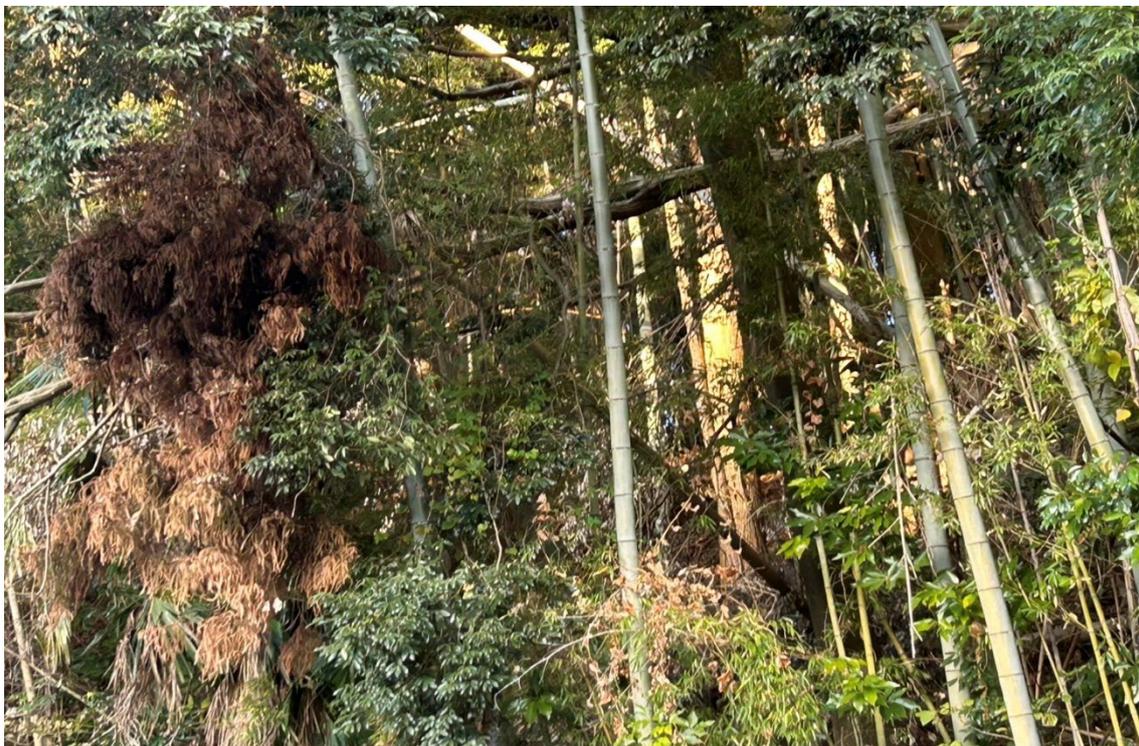
	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	304 日	350 日
年間利用者数	117,705 人	137,761 人
1日平均利用者数	387 人	394 人
施設内貸室数	— 室	— 室
貸出可能コマ数	11,365 コマ	13,341 コマ
利用コマ数	8,659 コマ	9,505 コマ
貸室稼働率	76.2 %	71.2 %

【出典】 以上、八王子市 HP 施設カルテより

(2) 監査の結果

① 絹の道資料館隣地の樹木について（意見）

絹の道資料館の敷地内に隣地からの草木の越境が次のとおり見られる。





隣地からの越境について、市としては危険地域として立ち入りを禁止している（写真2枚目下部コーン部分）。そして隣地所有者に対し切除をお願いしているという状況である。

しかし、民法改正（以下参照）により、隣地から越境しているものについては民法233条第3項により自ら切除することも可能である。

（参考）

第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

当該施設は、児童が社会科見学でも定期的に訪れる場所であり危険の防除が最優先であるため、土地所有者が第一次的に責任を負うべきことから、今後も土地所有者への対応の申し入れを継続しつつ、事態の深刻化が懸念される場合には私有地の立木竹に係る公費負担による対応は極力慎重に判断されるべきものであるが、当該条文を根拠に自ら切除することも検討する必要がある。

(文化財課)

② 絹の道資料館のトイレについて（意見）

絹の道資料館内のトイレの入り口には、このような記載がある。



このように、車いすの方や、高齢者、子供連れまで幅広く利用することが可能であるように思われ、おむつ交換もできるかのように記載されている。

しかし、トイレ内部は下記写真のとおり、おむつ替えをするための台があるわけではなく、入口の記載とトイレの備品内容が一致していないと考えられ、適切な設備を設置することが求められる。当該資料館は散策にきて、お弁当を食べる人も休日には見られることからそういった幼児への対応も必要になると考えられる。

（文化財課）

③ 国史跡八王子城跡ガイダンス施設の設備について（意見）

八王子城跡ガイダンス施設の入口に次のようなものがおかれている。



これは上部のプロジェクターから下の白い模型に対して映像が投影される仕組みになっており、当時の八王子城の状況や位置関係がわかる設備である。

しかし、現在プロジェクターのランプ切れにより映像の投影ができない状況となっている。

当該ランプが生産終了になっており、プロジェクター設備自体の更新が必要とのことであるが、多額の費用を要するため、設備の更新は困難な状況にあるとの事であった。この設備については八王子市のホームページに置かれている YouTube から使用している際の状況がみることができるようになっている。

参照

<https://youtu.be/XLbtauB1CCU>

八王子市の公式 YouTube チャンネルの動画に使用されていることや、施設の入口に設置されていることを鑑みると、現状のままにしておくことは好ましいとは思えず、設備を更新するか、もしくは費用の問題があるのであれば代替の利用方法について検

討することが望ましい。

(文化財課)

④ 北条氏照友垣絵巻について (意見)

八王子城跡ガイダンス施設等において、北条氏照友垣絵巻という企画のもと、「氏照」「比佐」「虎丸」「レース」というキャラクター展開が行われている。



当該キャラクターは八王子市教育委員会の職員が作成をしたとのことである。また今後このキャラクターを利用したグッズ等の販売を構想しているとのことである。

著作権の帰属先については既に作成者も含めて整理がついているとのことだが、商標として権利登録をしておくことで、権利関係を明確にしておくことも必要と思われる。

(文化財課)

⑤ 郷土資料館（桑都日本遺産センター八王子博物館）の魅力発信について（意見）

八王子市郷土資料館は昭和42年4月に開館し、令和3年3月31日をもって建物の老朽化等を理由に閉館した。この機能の一部を引き継ぐかたちで、桑都日本遺産センター八王子博物館（はちはく）が令和3年6月にJR八王子駅南口直結のサザンスカイツアー八王子3階にオープンさせた。

はちはくは、駅直結という利便性や他のテナントからの人の流れにより入館者数は開館から伸びており、令和5年度絵は入館者数が54,000人に至っている。

これとは別に、八王子駅南口エリアに、令和8年10月に「集いの拠点」が誕生し、そこには歴史・郷土ミュージアムの開館が予定されている。



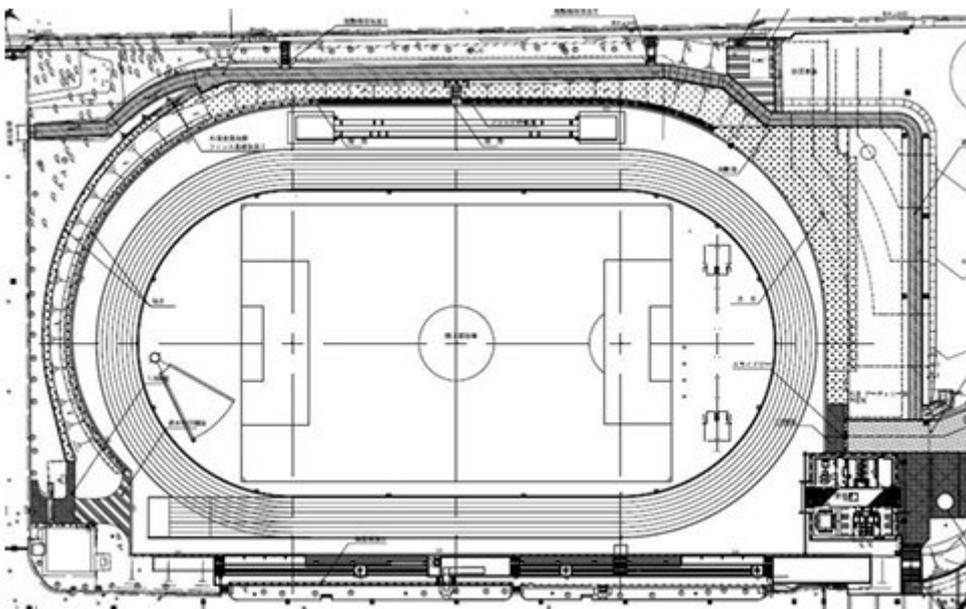
「集いの拠点」の集客力は未知数ではあるが、利便性を既に有し着実に入館者数が

伸びている既存施設との関係や合理性を考慮しながら、八王子市歴史文化の魅力を発信していくことが引き続き望まれる。

(文化財課)

⑥ 富士森公園陸上競技場における備品管理について（意見）

当該施設の内部統制や施設及び備品管理状況を確認するため、現地視察を実施し、担当者へのヒアリング、備品管理状況の確認を行った。



【出典】八王子市 HP

備品については、試査により備品台帳から現物の実在性を確認し、現物から備品台帳への計上を確認することで網羅性を確認した。抽出したサンプルは以下の通りであ





正式名称・旧称	命名権による愛称	ネーミングライツ パートナー	年間契約金額 (税込)	活用目的	期間
八王子市民会館	J:COMホール八王子 (J:COM HALL HACHIOJI)	株式会社ジェイコム東京	1,200万円	八王子市民会館における文化振興事業に活用	5年間 令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで
八王子市こども科学館	コニカミノルタサイエンスドーム (KONICA MINOLTA SCIENCE DOME)	コニカミノルタ株式会社	250万円	科学知識の普及啓発に活用	2年間 令和6年8月1日から令和8年7月31日まで(2年間延長)
富士森公園野球場	スリーポンドスタジアム八王子	株式会社スリーポンド	500万円	生涯学習スポーツ事業の振興に活用	5年間 令和3年(2021年)6月1日から令和8年(2026年)5月31日まで
上柚木公園野球場	スリーポンドベースボールパーク上柚木	株式会社スリーポンド	200万円	生涯学習スポーツ事業の振興に活用	5年間 令和3年(2021年)6月1日から令和8年(2026年)5月31日まで
八王子市総合体育館	エスフォルタアリーナ	住友不動産エスフォルタ	1億5,000万円 (PFI事業費と相殺)	生涯学習スポーツ事業の振興に活用	15年間 2014年10月1日から2029年9月30日

出典:八王子市HPより監査人が集計

一般的にネーミングライツ契約にはメリットがある一方、契約内容によってはデメリットが生じることも想定され、契約主体としての契約内容、契約条件及び方針を明確にしておく必要があることから、ネーミングライツの対象施設に共通する規定として「ネーミングライツに関する規定」等を制定する必要がある。

この点、八王子市では、ネーミングライツ契約を開始してから10年超経過しているものの、対象施設となっているスポーツ施設管理課が制度やルールを整備・運用しており、八王子市としての統一的なルール化がなされていないのが現状である。募集時に公表されている募集要項には詳細な条件等が記載されており、現状、契約上問題は生じていないが、今後はスポーツ施設管理課以外が管轄する他の施設に導入される可能性もある。よって、総合経営部が主体となり「ネーミングライツに関する規定」を整備し、対象施設、契約期間、募集方法（施設特定型又は企業提案型）、提案の内容、審査方法などの方針を明確にすると共に手続の統一化を図っていく必要があると考えられる。

(総合経営部経営改革課、スポーツ施設管理課)

⑩ 富士森公園野球場（スリーポンドスタジアム八王子）における消耗品の管理方法について（意見）

富士森公園野球場を視察した際に、グラウンドマーカークが保管されていた。グラウンドマーカークとは、スポーツ競技のトラック、野球場などに白線を引く際に用いられる粉のことでありラインカーに粉を投入して使用されるものである。

グラウンドマーカークの在庫管理については、納品数、使用数、残数についてはスポーツ施設管理課のほうで管理簿を使用し記録しているとのことである。しかしながら、野球場利用者はラインカー内に粉がなくなると、グラウンドマーカークを自由に補充し使用できる環境にしており、グラウンドキーパーが使用数量について報告等を受けるような体制にはなっていない。これはプレーを中断することなくスムーズに白線をひくこ

とができるようにするためであるとのことであるが、使用数量を把握していない場合、管理簿に記録されている使用数についても正確なものであるか分からない状況である。この場合、例え、紛失や盗難があったとしても、その事実を把握することが難しいといえる。

また、定期的な現物実査を行い、受払簿における在庫数との差異の有無を把握している証跡が残されていない。

消耗品とはいえ、価値があるものであるため、野球場利用者が追加で使用した際には、プレー終了後にグラウンドキーパーが使用数量についての報告を受ける等の方法で、使用数量を把握すること、また、定期的に現物の確認を行い、受払簿上の残数量と現物数量との差異の有無、差異が発生した場合にはその原因について調査し、再発防止策を講じる管理方法とすることを検討されたい。



倉庫内に陳列されていたグラウンドマーカー  
出典：現地視察時に監査人が撮影

(スポーツ施設管理課)

#### ⑪ 中央図書館における備品管理について（意見）

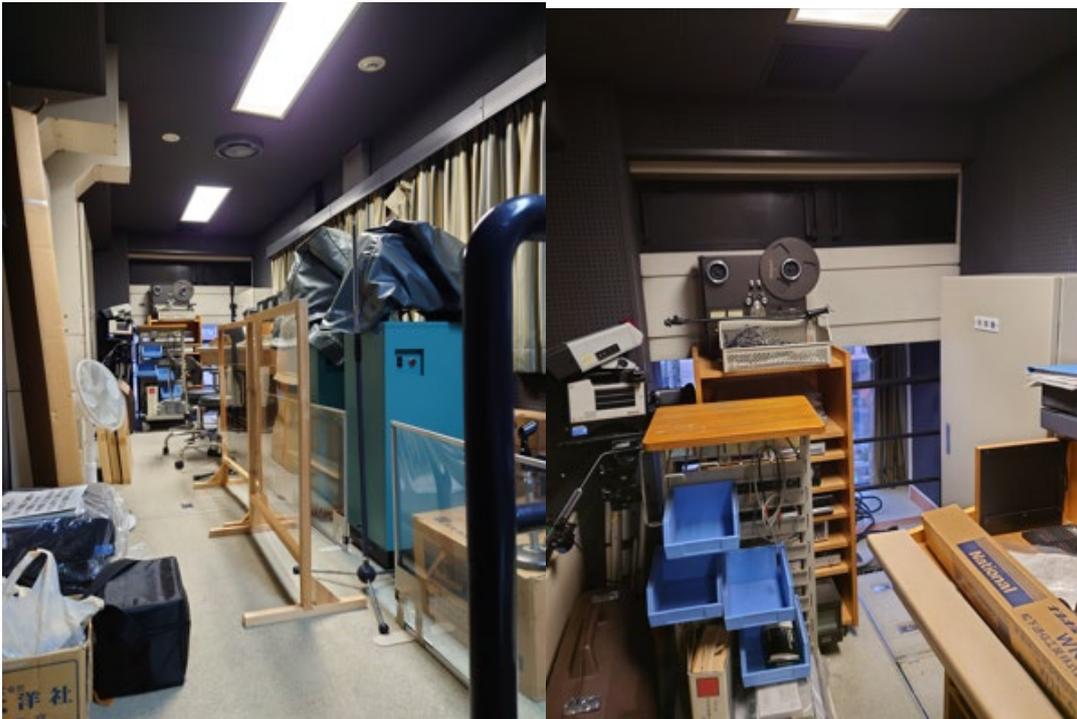
当該施設の内部統制や施設及び備品管理状況を確認するため、現地視察を実施し、担当者へのヒアリング、備品管理状況の確認を行った。

備品については、試査により備品台帳から現物の実在性を確認し、現物から備品台帳への計上を確認することで網羅性を確認した。抽出したサンプルは以下の通りである。

品名	数量	品名	取得年月	取得金額	取得事由	品名	取得年月	取得金額	取得事由	所在
10035559	1111092921	三管式カラーカメラ	1121/200	1884/10713	購入	三管式カラーカメラ				中央図書館 3階 視聴覚ホール
10035576	1111092162	三管式カラーカメラENGタイプ	1121/200	1884/10713	購入	三管式カラーカメラENGタイプ				中央図書館 3階 視聴覚ホール
10035581	1111092491	ビデオカメラ	1121/200	1884/10713	購入	ビデオカメラ				中央図書館 3階 視聴覚ホール
10035591	1111092122	ビデオカメラ	1121/200	1884/10713	購入	ビデオカメラ				中央図書館 3階 視聴覚ホール
10452551	1050159292	貸出記録用紙	858/100	2027/02713	購入	貸出記録用紙				中央図書館 1階 入口
10464501	1050159292	貸出記録用紙	858/100	2027/02713	購入	貸出記録用紙				中央図書館 2階 入口
10401753	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401754	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401755	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401756	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401757	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401758	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401759	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内
10401760	108003028	11A図書館用紙	806/300	2020/06700	購入	11A図書館用紙				中央図書館 1階 館内

その結果、固定資産の実在性につき特筆すべき事項は発見されなかった。  
ただし、固定資産を確認していくうえで、明らかに使用されていない固定資産が見受けられた。

以下、その際の写真である。





これらの写真は、八王子市中央図書館 3 階の視聴覚ホール（現状未使用時は自習室として開放）のための準備室である。ここには以前使用していた 16mm 映写機やビデオプロジェクターなどが保管されている。八王子市中央図書館ができた昭和 60 年より使用されていた。しかし、現時点では規格や他の I T 機器が大幅に刷新されており使用することはないとのことである。

八王子市としての財産である固定資産は大事に取り扱うことを求められる。しか

し、廃棄した結果スペースが生まれれば、有効活用の可能性も広がることから、規格の外れたものや使う用途がないものについては、適宜廃棄していただく必要があると考える。

⑫ 備品管理について（全庁的事項）（意見）

「八王子市物品管理規則」（以下、規則とする）が八王子市の備品の適切な管理を定めている。八王子市の備品管理について、改めて全庁的な再検討を提案したい。

1) 規則第 5 条第 1 項における『備品(予定価格が 50,000 円以上のものに限る。)』との定めについて

現在の備品台帳には、予定価格を記載する欄は設けられておらず、取得価格が記載されている。例えば、取得価格が 5 万円以下の備品が「富士森公園陸上競技場」では 2 点、「富士森体育館」では 48 点等、複数散見される。さらに、「スポーツ振興課」では 1 万円以下の備品も 3 点あり、当該備品が予定価格 5 万円以上で台帳に登録されたことによるのか、あるいは、本来は消耗品として処理するのが妥当なのかの判断が台帳上困難であり、一覧して全庁的に網羅的な備品管理を行う視点から、取得価格を基準価格とする方が望ましいと思われたことから、再検討を求めたい。

2) 規則第 5 条第 2 項における『歴史、民俗等に関する資料については、予定価格が 50,000 円未満であっても備品とする。』との定めについて

現在の備品台帳では、例えば、「文化財課」では 828 点、「八王子博物館」では 259 点の 5 万円未満の備品が登録されており、金額少額のものも含まれているが、そのうちの多くは歴史資料である。ひとたび備品台帳に計上されると、備品表示票の貼付けや現物照合、出納管理等の事務処理が生じ、実務上の負担が大きくなるので、歴史に関する資料を備品とする趣旨を明確にし、一律に備品とするのではなく、真に備品として管理すべき対象を備品登録し台帳管理されるよう再検討を求めたい。

3) 施設の建設工事費に含まれてしまっている備品管理について

現場視察において、備品表示票の貼付けがされていないもので、備品ではないかと思われる事例が散見されたことからその理由を確認した。その結果、施設を建設（あるいは改修）する際、建物等に含めて一括計上しているものが散見された。そのため、本来であれば備品台帳に計上され、個別管理されるべき多くの備品が、台帳管理されておらず、年に一度の棚卸確認も行われていない現状にある。今後同様の事例が生じないように、施設建設時に購入等を行った八王子市所有備品について、漏れなく備品として適切に管理できるように状況を把握するとともに、取扱いのルールの見直しを求める。

4) 備品台帳における備品の所在場所の記載方法について

サンプルによって備品台帳から備品現物の照合を行う際、備品台帳に備品の所在場所が記載されていないため、あるいは、所在場所の記載方法が統一的に定められていないために、備品台帳から備品現物を探すのが困難な事例があった。

現状の備品台帳では『備考』欄に所在場所の記入がされているものが多いが、空欄になっていて所在場所の情報が記入されていないものも多数あり、備品台帳からの現物照合が難しいものがあった。全ての備品に所在場所の情報が記入される仕様に備品台帳を改めることを求める。

5) 備品台帳への計上基準の検討について

備品の購入原資は税金であることから、その管理は十分かつ適切に行われることが求められる。さらに、八王子市では2016年度に新公会計制度を導入したことによって備品管理は会計的側面からも重要性が増している。一方で膨大な数の備品を備品台帳で管理するには現場の負担が大きくなり、ルールはあっても守られないことになりかねない。

八王子市では、取得価格100万円以上を重要備品と定めて重点管理を行い、予定価格5万円以上は備品台帳で管理している。一般的に備品台帳の目的は、「何が、どこに、どれだけあり、それがいつ、いくらで取得等したものかを網羅的に管理すること」にある。

東京都の特別区では、備品の基準価格を10万円に設定している区も複数あるとのこと、八王子市におかれても、現場の事務負担と上記目的達成とのバランスを考慮して、備品管理全体の再検討をすることを求めたい。

⑬ 各図書館における出勤簿について（意見）

図書館には正規職員以外に会計年度任用職員である専門職、アシスタント職が勤務している。正規職員については、八王子市の庶務事務システムの利用権限があり、当該システムを使用して、日々の出勤管理、有給休暇申請等を行っている。一方、専門職については、通常業務に行政情報端末を使用しないことから、また、アシスタント職については、庶務事務システムへのアクセスが認められていないことから、出勤時には次の通り、紙ベースの出勤簿に押印、有給休暇申請を行う際には、紙ベースの休暇等連絡票にて申請を行い所属長に承認を得るという方法によっている。紙ベースの出勤簿については、月次ベースで所属長が内容を確認し、庶務事務システムへ入力を行うが、内容確認から入力まで時間を要するうえに、出勤簿の内容を二人体制でチェックすることに加え、システムへの入力後、転記ミスがないかの確認も行っている。

所長 1棟 2棟  
印 印 印

会計年度任用職員(アシスタント職)出勤簿  
令和4年度

4月 所属 図書館中央図書館 氏名 XX XX

日	曜日	印	有休、早退、遅刻など	日	曜日	印	有休、早退、遅刻
1	金	印		16	土	印	
2	土			17	日		
3	日			18	月	印	
4	月	印		19	火	印	
5	火	印		20	水		
6	水			21	木		
7	木			22	金		
8	金			23	土	印	
9	土	印		24	日		
10	日			25	月	印	
11	月	印		26	火	印	
12	火	印		27	水		
13	水			28	木		
14	木			29	金		
15	金			30	土	印	

<勤務実績>

今年の出勤日数 **13** 日

勤務日数(有休含む) **13** 日(⇒日給者のみ)

欠勤日数 **0** 日(⇒日給者のみ)

通勤回数(押印数) **13** 日(⇒日給者のみ)

勤務時間数 時間(⇒日給者のみ)

遅刻時間数 時間(⇒夜間事務)

実勤務時間数 時間(⇒日給者のみ)

<勤務時間>

通常 10:00~17:00

早番 9:00~16:00

遅番 12:00~19:00

<年次有給休暇管理欄>

付与日数-時間(繰越分含む) **19日 3** 時間

今年取得した日数-時間 **0日 0** 時間

残月~繰り越す日数-時間 **19日 3** 時間

出典:実際の会計年度任用職員(アシスタント職)出勤簿を基に監査人が見本データとして作成  
(太字部分が会計年度任用職員が手書きにより記載する部分である)

会計年度任用職員(アシスタント職)  
令和4年度 休職等申請簿

4月 所属 図書館中央図書館 氏名 XX XX

申請日	申請事由	申請期間	申請時刻	期間日数	期間時間数	所長印	通計	残
5.12	傷病休暇	5.12		1		印		
5.15	有休	5.16		1		印	1	18日3時間
5.18	有休	6.1		1		印	2	17日3時間
6.4	時間外	6.4	14:00~17:00		3	印	2	2日3時間 17日
6.25	夏季休	8.22		1		印	3	3日3時間 16日
6.25	夏季休	8.25		1		印	4	4日3時間 15日
7.25	有休	8.29		1		印	5	5日3時間 14日
9.22	有休	9.22		1		印	6	6日3時間 13日
10.1	有休	12.12		1		印	7	7日3時間 12日
10.3	有休	10.3		1		印	8	8日3時間 11日
11.1	時間外	11.1	9:00~11:00		2	印	8	8日1時間 10日4時間
11.17	時間外	12.2	13:00~17:00		4	印	8	8日5時間 10日

出典:実際の会計年度任用職員(アシスタント職)出勤簿を基に監査人が見本データとして作成  
(太字部分が会計年度任用職員が手書きにより記載する部分である)

次の通り、令和6年(2024年)4月において、図書館に勤務している職員合計に占める会計年度任用職員比率は83%であり、全庁平均である43%に対して非常に高いことが職場の特徴として挙げられる。よって、当該事務に多大な時間を要しているのが現状である。

会計年度任用職員比率

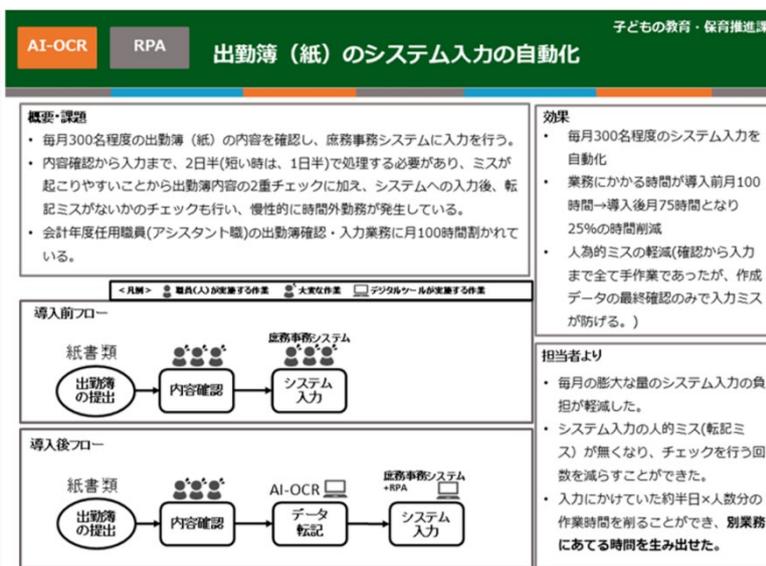
	①正規職員	会計年度任用職員			⑤=①+④ 職員合計	④/⑤ 会計年度任用 職員比率
		②専門職員	③アシスタント職	④=(②+③) 計		
中央図書館	25	39	44	83	108	77%
生涯学習センター図書館	7	20	29	49	56	88%
南大沢図書館	4	12	25	37	41	90%
川口図書館	2	2	9	11	13	85%
由木中央市民センター図書館	0	2	0	2	2	100%
恩方市民センター図書館	0	2	0	2	2	100%
由井市民センターみなみ野図書館	0	2	0	2	2	100%
北野市民センター図書館	0	2	0	2	2	100%
石川市民センター図書館	0	2	0	2	2	100%
図書館合計	38	83	107	190	228	83%
全庁	2964	905	1307	2212	5176	43%

出典:八王子市提供資料に監査人が会計年度任用職員比率を追加  
注1 令和6年(2024年)4月を基準時点として人数を集計している  
注2 全庁集計人数には、図書館合計集計人数が内数として含まれている

この点、次の通り、デジタル推進課では業務効率化のための各種デジタルツールとしてAI-OCR、RPA 電子申請等を導入し、既に多くの所管にて活用されているとのこと

である。ここで AI-OCR とは、学習機能をもつ AI と、活字や手書き文字などを画像データとして取り込み、編集可能なテキストデータに変換する技術である OCR (Optical Character Reader) を組み合わせたシステムであり、出勤簿の目視・確認作業の工数を削減する。RPA (Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーション) とは、人がパソコン上で日常的に行っている業務等、人間が繰り返し行う単純でルーティンな作業プロセスをロボットが代わりに自動化する技術のことで、庶務管理システムへの転記作業の工数を削減する。

デジタル推進課から紹介されたデジタルツール活用事例



出典:八王子市デジタル推進課提供

これらを活用することで、時間のかかる定型業務の作業を自動化し、大幅に労働時間を削減することが可能である。このデジタルツールは各所管で予算措置することなく、すぐに利用することができるとのことで、総合経営部デジタル推進課と連携の上、図書館課でも早期に取り入れる必要がある。当該デジタルツールを取り入れることにより、上長の確認システム入力作業については削減される。

しかしながら、会計年度任用職員の日々の出勤簿への押印、有給休暇申請については従来通り紙を基に業務を行っていることから、課題として残っており、時代に合わせた作業効率化ができていないことが課題であるといえる。なお、この課題は、図書館課のみならず、会計年度任用職員を多く任用している他の所管でも発生している課題であると推測されることから、全庁的な課題として改善していく必要があるといえる。

この点、ICTを活用した入退管理システムを導入することを検討する必要がある。一案として、個々の会計年度任用職員にICカードを配布し、設置したカードリーダーにて出退勤管理を行うことが挙げられる。ICTを活用した出退勤管理システ

ムを導入すると、会計年度任用職員は紙ベースの出勤簿で行う手間がなくなり作業の効率化が図られる。

また、出勤の記録データは月次で自動集計されることから、月次報告書の作成工数についても大幅に減少する。会計年度任用職員及び所属長は、出勤簿の記載、確認作業を手作業で行う手間が省け、本来の図書館業務を行う時間を確保できるようになるため、ICTの活用が期待される。

(全庁的事項、図書館課)

⑭ 会計年度任用職員（アシスタント職）のシフト表作成方法について（意見）

前述した通り、図書館課では会計年度任用職員（アシスタント職）が多数勤務している。また、開館日、開館時間も図書館によって異なるものの、基本的には午前10時から午後5時又は午後7時のため、勤務時間についても10時から17時、13時から17時等、複数の勤務時間を組み合わせてシフト表を作成している。

毎月、会計年度任用職員に紙ベースで各自の勤務可能日・時間帯を記載してもらったうえで、所属長は勤務シフトを組んでシフト表を作成する必要があるが、シフトを組み合わせる業務に多大な時間を要しているのが現状である。

この点、各図書館の事務室にタブレット端末を設置し、その端末に会計年度任用職員が各自の勤務可能日・時間帯を入力した後、シフト作成ソフトやアプリのようなものを利用し勤務シフト表を作成する等、ICTを活用することを提案する。毎月、大人数の複雑なシフトを組み合わせるシフト表を作成することに費やす時間を削減し、図書館業務時間を確保するための対策改善・充実を図ることが期待される。

(図書館課)

⑮ 八王子市図書館の今後の方向性について（中央図書館）（意見）

1) 背景

我が国では1960年の高度経済成長を背景に図書館振興が起こり、70年代以降には各自治体にて図書館数が急速に増加した。そのため現在ある図書館について、今後、大規模改修に加え、更新も必要になり、経費が急増することが懸念されている。その一方、自治体は少子高齢化等により社会保障関連費が急増し、厳しい財政状況にあることから、図書館を含む公共施設の改修・更新費に充てられる財源不足が大きな課題となっている。

2) 公共図書館統計推移

近年、活字離れが進み、書籍の売れ行きが年々減収してはいるものの、次表の日本図書館協会が行っている「日本の図書館統計」によると、1993年に比べ2023年度（令和5年度）の公共図書館数は2,118から3,310と1.56倍に、個人貸出登録者数

は2,195万人から5,667万3千人と約2.6倍となっている。コロナ禍であった2020年から2023年までに登録者数が約10%減少、貸出数についても微減しているものの、近年は市民がサードプレイスとして滞在できる居心地の良い場所として過ごせるよう新たなニーズに対応するべく、他施設との複合化を図り図書館を更新する自治体が増加してきている。

公共図書館経年変化

年	図書館数	蔵書冊数 (千冊)	登録者数 (千人)	貸出数 (千点)
1993	2,118	198,244	21,950	330,099
1994	2,207	210,082	23,155	365,256
2003	2,759	321,911	42,705	571,064
2004	2,825	333,962	46,763	609,687
2008	3,126	374,729	50,428	656,563
2005	3,164	386,000	51,377	691,684
2013	3,248	417,547	54,792	711,494
2014	3,246	423,528	55,290	695,277
2015	3,261	430,993	55,726	690,480
2016	3,280	436,961	57,509	703,517
2017	3,292	442,822	57,323	691,471
2018	3,296	449,183	57,401	685,166
2019	3,306	453,410	57,960	684,215
2020	3,310	457,245	59,041	653,449
2021	3,315	459,550	56,807	545,343
2022	3,305	463,849	56,626	623,939
2023	3,310	466,985	56,673	632,676

出典:日本図書館協会 日本の図書館統計2023年経年変化  
(1993年・1994年、2003年・2004年、2008年・2009年、2013年・2023年)  
注1 私立図書館を含む公共図書館の経年変化。  
注2 貸出数には視聴覚資料も含む。

老朽化が進んだ図書館、公共施設の再編への対応策として、学びの場としての自習スペース、保護者が乳幼児を連れて気兼ねなく利用できるスペース、居心地の良いカフェスペースなどを整備し、世代を問わず居心地の良い場所として滞在できる、図書館を中心とする複合施設を整備する取り組みがみられる。

直近では、東京都港区の有栖川宮記念公園に昭和48年に開館した都立中央図書館について東京都が再開発を行う予定の渋谷区の旧「こどもの城」を含む

周辺の都有地へ移転する方向性が、令和6年(2024年)12月に示された。計画では新たな図書館にてデジタル時代に対応させた映像や音楽などを加えた交流の場をつくる事が検討されている。

また、次の図書館は、公共施設の併設・複合化が取り組まれた図書館であり、市民ニーズに対応した新たなサービス展開、蔵書収容能力の限界、閲覧席や書架の不足等に対応すべく、更新することによって市民の集客に貢献した参考事例である。事業方式として、民間企業が事業主体となって事業資金を調達し、設計・建築と維持管理まで行い、自治体は民間企業に事業費を支払うPFI方式という行財政改革の手法を採用している自治体もある。

公共施設の併設・複合化が取り組まれた図書館

事例	地域	アクセス	開所日	人口	延床面積	敷地面積	事業方法	運営主体	事業費等	特徴・成果
武蔵野プレス	東京都武蔵野市	JR中央線・西武多摩川線「武蔵境駅」より徒歩1分	平成23年(2011年)7月	147,964人	9,812.96㎡	2,166.20㎡	公共	指定管理 公益財団法人	約45億円(総工費)	・図書館機能をはじめとして「生涯学習支援」「市民活動支援」「青少年活動支援」の機能を併せ持った複合機能施設。 ・年間来館者が想定80万人を上回る195万人(2016年)、144万人(令和4年度) ・開館時間午前9時30分から午後10時
板橋区立中央図書館	東京都板橋区	東武東上線「上板橋駅」より徒歩7分	令和3年(2021年)3月	568,241人	5,513.13㎡	6711.33㎡	公共	市直営 (一部業務委託)	不明	・板橋区平和公園内、いたばしローニャ絵本館を併設 ・令和5年度統計:貸出利用者数29万人(全館の28%)、図書貸出数70万
多摩市立図書館本館	東京都多摩市	京王線・小田急線・多摩都市モノレール「多摩センター駅」より徒歩7分	令和5年(2023年)7月	148,210人	5,437.47㎡	4,273.31㎡	公共	市直営	44億6,800万円(想定総工費)	・多摩中央公園の北西角地に位置し、レンガ坂沿いの商業施設に近接 ・開館から約1年2カ月で来館者数100万人達成 ・大規模な省エネルギーを実現した建築物。標準的な設備を導入した図書館に比べて約60%のエネルギー消費量を削減し、「ZEB-Ready」の認証を取得
那須塩原市図書館「みるる」	栃木県那須塩原市	JR東北本線「黒磯駅」より徒歩約1分	令和2年(2020年)9月	116,733人	約4,654㎡	4011.49㎡	公共	市直営 (一部業務委託)	24億2950万円(総工費)	・美術館のような図書館 ・開館後約3年で来館者数100万人達成(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時閉館期間含む) ・令和3年(2021年)度の入館者数は29万人と令和元年(2019年)の2倍以上、貸出人数40%増加、貸出点数22%増加
桑名市立中央図書館	三重県桑名市	JR関西本線・近鉄「桑名駅」より徒歩6分	平成16年(2004年)10月	139,563人	約9,114㎡(うち図書情報館約3,100㎡)	約3,170㎡	PFI(30年間)(BOT)	民間	約116億3,998万円(総事業費)	・桑名市の中心市街地「くわなメディアライヴ内(3階4階) ・PFI(BOT)手法で運営する日本で初の図書館が4階 ・図書館の開館時間の拡大(令和4年 年間開館日数302日、午前9時から午後9時)、入館者数の増加を果たしている(令和4年度36万人)
安城市立図書館情報館	愛知県安城市	JR東海道本線「安城駅」より徒歩5分	平成29年(2017年)6月	188,843人	9,193.43㎡(うち図書情報館6,808.41㎡)	アンフォーレ本館6,931.83㎡	PFI(15年間)(BOT)定期借地権(20年間)	民間(施設全体)市直営(図書館のみ)	62億5,520万円(総事業費)	・中心市街地拠点施設「アンフォーレ」内に直営図書館(2階から4階)と地元スーパー等の民間商業施設を一体整備 ・年間貸出数 約200万冊は、全国と同規模の自治体の中で1位 ・図書館情報館にホールを加えた公共施設全体の年間来場者数は、4年連続で100万人を超える(図書館情報館は平成28年 29万人から令和4年 42万人に増加)

下記の出典をもとに監査人が作成

出典:

総務省HP「e-Stat(政府統計の総合窓口) 令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数

令和4年度 武蔵野プレス年報

武蔵野プレス(仮称)基本設計(修正版)の概要について 平成19年10月12日

多摩市立図書館本館再整備基本計画概要版(平成30年8月基本計画検討委員会 多摩市教育委員会/事務局 多摩市立図書館)

板橋区立中央図書館基本計画 板橋区教育委員会 平成29年3月

桑名市図書館等複合公共施設特定事業 提案審査講評(平成14年5月20日)

令和5年度 桑名市立図書館概要

各自治体HP

注1 事業費等については、計画時のものがあり実際の事業費と一致しないことがある

注2 板橋区立中央図書館の事業費等については不明であった

### 3) 八王子における市立図書館の現状

八王子市には本館である中央図書館の他、三つの分館、五つの分室の合計九つの図書館が存在し、図書館の設置状況、経年等は次の通りである。

#### 八王子市の図書館設置状況

図書館		設置	経年	形態	面積	運営
本館	中央館	昭和60年(1985年)1月	40年	単独	5,581㎡	直営
	生涯館	平成11年(1999年)10月	24年		2,039㎡	
分館	南大沢館	平成8年(1996年)10月	27年		1,675㎡	
	川口館	平成9年(1997年)4月	27年		919㎡	
	憩いライブラリ	令和8年(2026年)10月 予定	-		1,216㎡	
分室	由木中央市民センター図書館	令和元年(2019年)12月	4年	複合	174㎡	一部委託
	恩方市民センター図書館	平成30年(2018年)10月	5年		119㎡	
	由井市民センターみなみ野図書館	平成27年(2015年)10月	8年		195㎡	
	北野市民センター図書館	平成18年(2006年)7月	17年		301㎡	
	石川市民センター図書館	令和元年(2019年)7月	4年		71㎡	

出典: 八王子市提供資料

次表は令和5年度における東京都公立図書館調査総括比較表である。「図書館あたりのカバーしている自治体面積」はカバーする面積が狭いほど、図書館が身近にあるといえるが、八王子市は一つの図書館がカバーしている面積が20.71平方kmと広大であり、利用時には遠くまで行かざるを得ない。八王子市の面積には住宅地域からは除外される山林等が含まれるため、一概に比較することはできないが、立地に偏りがあり、これを補完する役割を果す地区図書室の図書館化も停滞しているのが現状である。

また、「市民一人あたりの蔵書数」、「市民一人あたりの貸出数」、「登録率」については、区部平均を下回っており、後述の中央図書館における課題を含めて、対応していく必要がある。

八王子市の図書館の中で中核をなし、「蔵書数」、「市民一人あたりの貸出数蔵書数」が八王子市一である中央図書館については昭和60年（1985年）に開館しており、建設から40年を経過している。不具合が出た部分について小規模な補修・改修を続けつつ使用されているものの、更新または大規模修繕ができていないのが現状である。一部のトイレについては建設時のままであり、現場視察した際には、児童図書開架エリア近くにある子供用男子トイレが故障しているものの、構造上の問題もあり修理が難しいことからそのまま使用不可能な状況が続いていた。子ども達は別のトイレを使用しているとのことで、時には不便を感じることもあると推測される。

建物外観についても、さびが目立っており、業務用エレベーターは古く、館内は全体的に暗い印象を受けた。また、昭和中後期の設計思想に基づく建築物のため、図書館に求められている「サードプレイス」としての機能を備えた建物ではないといえる。

現状のままでは、利用者にとっても、今後の図書館サービス全体を支える中央図書館としても機能として不十分である。

令和5年度 東京都公立図書館調査総括比較表

自治体名	①人口	②自治体面積 (km <sup>2</sup> )	③各自治体の図書館(設置)条所に記載された図書館数	④蔵書数(冊)	⑤来館者数(人)	⑥登録者総数(人)	⑦有効登録者数(人)	⑧貸出総数(冊)	図書館あたりのカバーしている自治体面積	市民一人あたりの蔵書数(点)	市民一人あたりの貸出点数(点)	登録率注4)
	注1)	注2)				注3)	注3)	注3)				
東京都	13,870,368	2,194.05	2	2,784,596	156,598	未実施	未実施	未実施	-	-	-	-
千代田区	68,296	11.66	5	550,866	1,022,355	47,366	18,540	764,179	2.33	8.07	11.19	69%
中央区	175,216	10.21	3	654,552	1,044,365	82,820	46,592	1,545,665	3.40	3.74	8.82	47%
港区	263,970	20.37	7	1,175,995	1,793,155	176,868	不明	2,218,384	2.91	4.46	8.40	67%
新宿区	346,313	18.22	11	1,075,099	1,617,803	95,209	56,173	2,773,254	1.66	3.10	8.01	27%
文京区	230,201	11.29	10	1,403,486	1,234,970	122,344	61,142	3,818,132	1.13	6.10	16.59	53%
台東区	208,824	10.11	5	608,037	1,018,569	84,765	32,153	1,700,426	2.02	2.91	8.14	41%
墨田区	282,085	13.77	4	581,603	935,998	80,155	35,933	1,462,786	3.44	2.06	5.19	28%
江東区	535,305	43.01	11	1,582,252	3,173,314	165,701	89,056	5,398,349	3.91	2.96	10.08	31%
品川区	406,362	22.84	11	1,126,062	1,963,956	194,120	78,514	3,020,398	2.08	2.77	7.43	48%
目黒区	279,251	14.67	8	1,181,851	1,603,081	103,588	63,881	3,779,355	1.83	4.23	13.53	37%
大田区	732,074	61.86	16	1,806,273	2,058,898	148,162	107,361	5,179,114	3.87	2.47	7.07	20%
世田谷区	917,705	58.05	16	1,927,694	未取得	262,347	不明	6,109,688	3.63	2.10	6.66	29%
渋谷区	230,115	15.11	9	846,956	1,052,598	64,158	不明	1,859,376	1.68	3.68	8.08	28%
中野区	335,187	15.59	7	943,713	995,624	61,482	不明	2,686,116	2.23	2.82	8.01	18%
杉並区	572,468	34.06	13	1,962,156	2,455,314	158,835	不明	4,492,796	2.62	3.43	7.85	28%
豊島区	289,457	13.01	7	794,637	1,469,778	93,354	0	2,128,641	1.86	2.75	7.35	32%
北区	355,170	20.61	14	1,389,147	2,332,866	138,802	0	3,524,801	1.47	3.91	9.92	39%
荒川区	217,233	10.16	5	861,722	1,566,728	88,654	88,654	2,198,780	2.03	3.97	10.12	41%
板橋区	570,076	32.22	12	1,629,083	2,786,592	173,776	0	3,235,027	2.69	2.86	5.67	30%
練馬区	739,757	48.08	13	1,885,686	3,882,676	210,266	123,704	6,644,294	3.70	2.55	8.98	28%
足立区	691,372	53.25	15	1,461,060	2,246,445	157,880	0	2,909,252	3.55	2.11	4.21	23%
葛飾区	465,285	34.8	13	1,308,906	2,186,012	98,344	不明	3,134,139	2.68	2.81	6.74	21%
江戸川区	688,501	49.9	12	1,541,610	2,900,207	201,862	93,842	4,456,642	4.16	2.24	6.47	29%
区部計	9,600,223	622.85	227	28,298,446	41,341,304	3,010,858	895,545	75,039,594	2.74	2.95	7.82	31%
<b>八王子市</b>	<b>561,034</b>	<b>186.38</b>	<b>9</b>	<b>1,669,700</b>	<b>1,215,624</b>	<b>115,415</b>	<b>51,026</b>	<b>2,250,046</b>	<b>20.71</b>	<b>2.98</b>	<b>4.01</b>	<b>21%</b>
立川市	185,552	24.36	9	923,917	576,411	57,373	0	1,439,916	2.71	4.98	7.76	31%
武蔵野市	148,196	10.98	3	974,920	2,432,253	200,662	64,909	2,248,167	3.66	6.58	15.17	135%
三鷹市	190,173	16.42	5	814,791	771,558	94,806	42,635	1,907,038	3.28	4.28	10.03	50%
青梅市	129,918	103.31	10	627,280	347,526	46,338	0	755,123	10.33	4.83	5.81	36%
府中市	259,572	29.43	13	1,563,784	323,004	133,180	0	1,580,517	2.26	6.02	6.09	51%
昭島市	114,279	17.34	4	492,941	439,447	43,256	43,256	741,014	4.34	4.31	6.48	38%
調布市	238,952	21.58	11	1,352,583	477,818	9,183	75,508	2,310,729	1.96	5.66	9.67	
町田市	431,018	71.55	8	1,186,838	1,689,005	473,586	87,530	3,147,069	8.94	2.75	7.30	110%
小金井市	124,713	11.3	4	504,166	243,735	38,035	20,656	941,382	2.83	4.04	7.55	30%
小平市	196,543	20.51	11	1,178,109	524,383	153,977	33,287	1,392,544	1.86	5.99	7.09	78%
日野市	187,180	27.55	7	835,120	419,919	30,630	30,630	1,465,388	3.94	4.46	7.83	16%
東村山市	151,598	17.14	5	727,532	未取得	未取得	23,538	1,042,697	3.43	4.80	6.88	-
国分寺市	128,691	11.46	6	595,167	未取得	44,993	19,384	831,762	1.91	4.62	6.46	35%
国立市	76,182	8.15	2	355,753	未取得	24,129	13,100	421,458	4.08	4.67	5.53	32%
福生市	56,055	10.16	4	464,912	183,683	7,272	7,272	379,229	2.54	8.29	6.77	13%
狛江市	82,723	6.39	1	304,259	未取得	23,450	12,567	491,917	6.39	3.68	5.95	28%
東大和市	84,920	13.42	3	467,170	189,947	31,141	10,633	586,236	4.47	5.50	6.90	37%
清瀬市	74,590	10.23	6	405,023	369,671	95,786	13,341	497,539	1.71	5.43	6.67	128%
東久留米市	116,760	12.88	4	495,906	未実施	18,271	18,271	768,297	3.22	4.25	6.58	16%
武蔵村山市	71,236	15.32	2	323,489	未取得	42,490	13,816	263,824	7.66	4.54	3.70	60%
多摩市	148,107	21.01	8	777,999	未取得	42,183	28,597	1,463,830	2.63	5.25	9.88	28%
稲城市	93,486	17.97	6	678,155	600,312	32,220	32,220	1,088,521	3.00	7.25	11.64	34%
羽村市	54,386	9.9	1	415,184	132,187	20,208	6,988	262,042	9.90	7.63	4.82	37%
あきる野市	79,648	73.47	4	640,738	367,609	16,017	16,017	547,375	18.37	8.04	6.87	20%
西東京市	205,943	15.75	6	781,210	0	95,979	38,905	1,965,069	2.63	3.79	9.54	47%
市部計	4,191,455	783.96	152	19,556,646	11,304,092	1,890,580	704,086	30,788,729	5.16	4.67	7.35	45%
町村部計	55,232	375.86	5	431,020	90,239	22,169	4,382	201,190	75.17	7.80	3.64	40%
島嶼部計	17,956	242.8	5	106,371	23,236	7,865	2,530	54,775	48.56	5.92	3.05	44%
区市町村島嶼計	13,864,866	2,025.47	389	48,392,483	52,758,871	4,931,472	1,606,543	106,084,288	5.21	3.49	7.65	36%
東京都計			391	51,177,079	52,915,469	4,931,472	1,606,543	106,084,288	-	-	-	-

出典:令和5年度 東京都公立図書館調査総括表に監査人が比較指標部分を追記

注1)出典:東京都総務局「住民基本台帳」による世帯と人口 令和5年4月1日現在」

注2)出典:東京都総務局「東京都統計年報 令和3年 1土地・気象 令和3年10月1日現在」

注3)個人貸出に係るものを集計している

注4)登録率については有効登録者数をもとに算定するのが正確であるが、人数情報を有しない自治体があるため、登録者総数をもとに算定している。

こども用トイレ(故障中)



出典:現地視察時に監査人が撮影

こども用トイレ



出典:現地視察時に監査人が撮影

入口



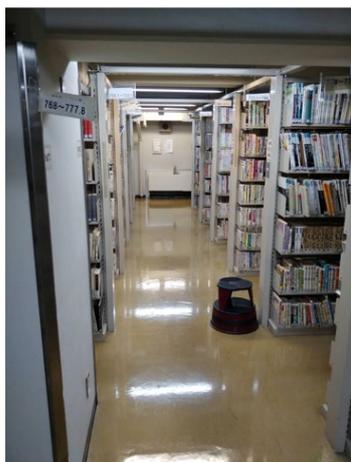
出典:現地視察時に監査人が撮影

外観部分



出典:現地視察時に監査人が撮影

書架



出典:現地視察時に監査人が撮影

エレベーター



出典:現地視察時に監査人が撮影

#### 4) 八王子における市立図書館の今後

八王子市では他の自治体同様、少子高齢化等により厳しい財政状況が続いており、図書館を含む公共施設の更新・改修費に充てられる財源が不足している状況にある。しかしながら、八王子市は広い面積を有するにも関わらず図書館数は他の自治体と比べてカバー率は低く、他の自治体のように集客力のある複合施設型図書館がないことも大きな課題となっている。

令和8年(2026年)10月、八王子医療刑務所跡地に、公園・ライブラリ・交流スペース・ミュージアムなどが一体になった複合機能施設である「八王子駅南口集いの拠点」が誕生するが、「憩いライブラリ」は開館時の蔵書数は3万5千冊程度(最終的な所蔵数は、5万冊から6万冊)であり、また、貸出等を行わず、閲覧のみとしていることから、規模的にも機能的にも中央図書館を代替するものではなく、異なる役割を有する施設であるといえる。

中央図書館については、他の施設との複合化、集約化、併せて効率化も重視して検討し、八王子市で進めている「第4次読書のまち八王子推進計画」の基本方針1にある「すべての世代への切れ目ない読書活動支援」、基本方針3にある「だれもが快適に読書に親しめる環境の整備」をし、生涯を通じた学びを支援する中心的な役割を担っていくことを期待する。

(図書館課)

#### ⑩ 八王子市スポーツ推進基金について(意見)

八王子市では、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実として、各種スポーツイベントやスポーツ施設の管理運営を行っている。管理運営に当たって一部の施設については「八王子市スポーツ推進基金」が設置されており、基金管理はスポーツ振興課の所管となっている。

当該基金には条例があり、スポーツの推進を図るための資金に充てることを目的とし、積立は一般会計歳入歳出予算として計上されたもの及び指定寄付金として一般会計歳入歳出予算に計上することで行うものとされている。一方、処分については、条例により次のいずれかに該当する場合に全部又は一部を処分できるものとされている。

- (1) 青少年のスポーツの推進を図るための事業に必要な財源に充てるとき。
- (2) 地域の特性を活かしたスポーツの推進を図るための事業に必要な財源に充てるとき。
- (3) スポーツの推進を図るための施設整備に必要な財源に充てるとき。

以上を確認した上で、当該基金が適切に管理運用されているかどうかを、質問とスポーツ推進基金年度別内訳表を閲覧することで検討した。

当該基金については、平成4年10月1日に指定寄付金により積み立てられたところから運用開始されていた。その後は、指定寄付金によるもの、テニスコート利用料改定分によるもの、施設命名権収入によるもの、運用利子によるもの等により、令和6年9月3日までに累計で226,014,947円（運用利子1,054,947円を含む）を積み立てている。一方で取崩し（処分）は、テニスコートの改修に53,767,350円、富士森公園野球場に8,338,800円の合計62,106,150円を行ったことを確認した。結果として基金残高は163,908,797円となっている。

これまでの確認の中で2点懸案事項がある。1つ目は今後の基金運用計画についてである。監査時点で163,908,797円の基金残高が存在するが、今後の改修計画とすり合わせて充分であるのか不足しているのかが判明しない状態となっている。2点目は八王子市ホームページに記載されているスポーツ推進基金の説明との不整合である。八王子市ホームページの説明にある主な活用事業として富士森公園野球場改修と記載があるが、過去の取崩実績では各所のテニスコート改修に多くを使用しているため誤解を生む可能性があるものとする。

（スポーツ振興課）

#### ⑰ スポーツ推進審議会について（意見）

スポーツ推進審議会は、市民スポーツの推進を図るため、教育委員会への諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に建議することを目的として設置されている。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上並びにスポーツ団体の育成に関すること。
- (4) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。

(5) スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

これを確認した上で、スポーツ推進審議会が上記の目的通りに機能しているかどうかを会議録閲覧することで確認することとした。スポーツ推進審議会自体の会議録は活発な意見交換や提言が記録されており十分に機能しているものと考えられる。

(スポーツ振興課)

## 第2節 基本施策2：学びから広がる地域づくり ～いかす・つながる～

### 1. 概要

八王子市では、多様化する家庭環境に対して、地域全体で子どもの育ちを支えるため、学校と地域が連携・協働し、人と人のつながりを感じながら子育てできる地域づくりを進めている。そして、学習した成果を地域活動に活かすきっかけづくりを進めるとともに、地域で活動するボランティア人材の育成を支援している。また、地域での学びの機会を確保するために、地域で役立つ基礎知識講座を数多く開講している。

また、日々の学習の成果を発表するためのフェスティバルや、練習の成果を発揮するための大会の開催をサポートし、広く市民の参加を促し、交流による学び始めのきっかけづくりや、更なる向上へと繋がる施策を行っている。

さらに、高校生や大学生等、若者が地域と繋がるきっかけづくりを行い、自主的な活動を通じて活躍できる機会を充実させるとともに、若者が生涯学習活動を通じて社会的に自立できるよう、地域全体で応援・支援できる体制を整えている。

これらの施策を通じて八王子市では、全ての子どもたちの健やかな育ちを地域で支え、学びが個人に止まらず、社会や地域での活動に活かされ、人と人の交流が新たな学びにつながり、学習成果が循環する社会を目指している。また、高校生や大学生等、若者が地域で活躍できる機会が充実し、若者と地域がお互いに高めあって協働する社会を目指している。

### 2. 監査の実施

#### (1) 監査手続きの概要

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行った。

#### (2) 監査の結果

##### ① 生涯学習コーディネーター養成講座について（意見）

生涯学習コーディネーター養成講座は、八王子市が NPO 法人八王子生涯学習コーディネーター会と協力し、「生涯学習とは何か」「ファシリテーション」「講座の企画・運営」「広報の仕方」「生涯学習に活かすことができるデジタルツール」といった講義を通じて、市民の生涯学習活動を支援する生涯学習コーディネーターの養成を目的とする講座である。令和6年度の講座内容としては以下の通りである。

## 令和6年度（2024年度） 講座日程とプログラム

日時	時間	講 義	講 師
1日目 5月18日 (土)	午前	八王子市の生涯学習施策	八王子市教育委員会
		生涯学習概論	東京学芸大学 准教授 柴田 彩千子 氏
	午後	ファシリテーションについて	NPO法人 八王子生涯学習コーディネーター会 小林 万里子 氏
		ワークショップ	ファシリテーター
2日目 5月25日 (土)	午前	講座企画運営	NPO法人 八王子生涯学習コーディネーター会 藤村 勝典 氏
		広報の仕方	八王子市 広報プロモーション課
	午後	デジタルツールを学ぶ講座	地域NCT利活用研究会 田中 英俊 氏
		ワークショップ	ファシリテーター
3日目 6月8日 (土)	午前	生涯学習支援団体の紹介	NPO法人 八王子生涯学習コーディネーター会 大倉 弘美 氏
		個人発表(イベント・講座を企画し発表)	NPO法人 八王子生涯学習コーディネーター会 八王子市教育委員会
	午後	講義全体総括	東京学芸大学 准教授 柴田 彩千子 氏
		修了式	八王子市教育委員会

【出典】八王子コミュニティ活動応援サイト はちコミねっとより抜粋

また、直近の市民の参加状況は次表の通りである。

	年度	応募者	受講者	修了者	コーディネーター会入会者
1	15年度	160	30	30	20
2	16年度①	151	30	23	21
	16年度②	101	30	26	16
3	17年度	93	30	22	3
4	18年度	37	30	27	14
5	19年度	21	20	18	11
6	20年度	29	23	19	12
7	21年度	29	23	22	15
8	22年度	33	24	22	12
9	23年度	5	5	5	5
10	24年度	18	15	11	3
11	25年度	24	23	17	10
12	26年度	15	13	10	8
13	27年度	16	16	13	5
14	28年度	24	21	20	5
15	29年度	18	18	17	6
16	30年度	14	14	13	10
17	令和元年度	12	11	9	?
18	令和2年度 中止				
19	令和3年度	-	-	-	-
20	令和4年度	20	19	16	12
21	令和5年度	13	11	8	5
22	令和6年度	15	12	9	
計		848	418	357	193

【出典】八王子市管理資料より

※ 令和2年は新型コロナウイルスにより中止、令和3年は、コーディネーター会主催で「コーディネーター基礎講座」として開催。

※ 令和6年度の定員は24名。

直近の応募者数や受講者数をみると低調であるとともに、コーディネーター会への入会者割合が全ての年度を通し低い傾向にある。これは、当該講座の魅力が曖昧なのが要因の一つと考える。NPO 法人八王子生涯学習コーディネーター会の生涯学習コーデ

イネーターの市として立ち位置の明確化や、昨今話題である、学校教育を終えた社会人が、その後も生涯にわたって学び続け、就労と学習のサイクルを繰り返していくリカレント教育との連携を深め、より活発に運用がなされることが望まれる。

(学習支援課)

### 第3節 基本施策3：学びを支える基盤づくり

#### 1. 概要

八王子市では、生涯学習について気軽に相談できる体制を整備し、講座・教室などの学習情報を一元化して市民に分かりやすく提供することにより、生涯学習活動に参加しやすい環境を整え、活動への新たな参加を促している。

また、生涯学習施設の充実を通して、生涯学習環境の向上を図るとともに、ICTを活用して、いつでも、どこでも学習できる環境の充実を図っている。

これらの施策を通じて八王子市では、生涯学習情報を市民に分かりやすく提供して、生涯学習活動の充実につなげるとともに、市民が気軽に集い、繋がることのできる学びのきっかけ作りの場として機能する生涯学習施設の提供を目指している。

#### 2. 監査の実施

##### (1) 監査手続きの概要

各担当課に対して、ヒアリングを実施したうえで、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続きを行うとともに、以下の生涯学習スポーツ部が所管する施設の視察を行った。

施設の視察に際しては、施設の管理・運営状況をヒアリングするとともに、管理する備品の実査を行うとともに、職員の勤務状況の確認、現金を取り扱う施設においては現金出納管理の状況の確認を行った。

① 現地視察した生涯学習施設

1) 生涯学習センター

施設カルテ

令和6年3月31日 公表

1. 施設基本情報

施設名称	生涯学習センター	施設外観	
開設年月日	平成11年10月1日		
所在地	東町5-6		
所管課	生涯学習スポーツ学習支援課		
設置根拠	八王子市生涯学習センター条例		
設置目的	市民の生涯にわたる学習活動を支援し、もって豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため。	財産区分	行政財産
サービス内容	学習室等の貸し出し 講座の実施 学習相談 生涯学習情報の収集と発信	施設大分類	文化・生涯学習施設
		施設小分類	生涯学習施設
		地域区分	中央地域
主な利用者	地域住民、サークル等任意団体、 NPO法人、企業	中学校区	いずみの森(後期課程)
		小学校区	第四小
		遊覧所機能	一時滞在施設
開館時間	9:00~22:00	管理運営形態	一部委託
		指定管理者	—
休館日	第1火曜日、年末年始	—	— 台
		駐車スペース	—

2. 土地情報

用途地域	商業地域	敷地面積	1,984.97 m <sup>2</sup>
建ぺい/容積	80 % / 600 %	市有面積	1,984.97 m <sup>2</sup>
所有形態	全部所有	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>

3. 建物情報

延床面積	6,531.17 m <sup>2</sup>	所有者	八王子市
借家面積	— m <sup>2</sup>	主要構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年度	平成11年3月26日	耐震化状況	済
耐用年数	50 年	築年数	25 年
取得事由	新築	乗降用EV	有
建物取得価額	4,204,896,276 円	赤ちゃんふらっと	無
建物減価累計額	1,885,512,508 円	出入口段差解消	有
建物残存価額	2,319,383,768 円	車椅子使用者等専用トイレ	有
建物残価率	55.16 %	施設案内表示	日本語のみ
複合状況	複合施設	省エネ照明器具	無
複合施設名称	生涯学習センター、生涯学習センター図書館、男女共同参画センター、消費生活センター、子ども家庭支援センター		

4. 施設管理運営コスト

	令和2年度	令和3年度
人件費	95,267,553 円	77,180,936 円
物件費等	229,658,941 円	242,705,981 円
減価償却費	90,509,642 円	90,560,564 円
計	324,926,494 円	318,886,917 円

5. 施設利用状況

	令和2年度	令和3年度
年間開館日数	282 日	313 日
年間利用者数	63,979 人	78,301 人
1日平均利用者数	227 人	250 人
施設内貸室数	24 室	24 室
貸出可能コマ数	19,125 コマ	23,475 コマ
利用コマ数	6,684 コマ	8,462 コマ
貸室稼働率	34.9 %	36.0 %

【出典】八王子市 HP 施設カルテ

## (2) 監査の結果

### ① 生涯学習センタービルの改修について（意見）

八王子市では、学習室、ホール、展示室、視聴覚室、和室、創作室等を備える生涯学習センターを設置して市民への生涯学習の場を提供している。

建築設備については、開館後 20 年以上大規模改修工事を行っておらず、各所に経年劣化等がみられ、電気設備についても更新周期に至っている。近年では地下階壁面や天井等で漏水がみられることもあった。

これらのことから、八王子市では「八王子市生涯学習センタービル中長期保全計画改修工事基本構想」を令和 3 年 3 月に定めて、生涯学習センターのニーズ分析から改修工事の必要性等について検討を行っている。さらにあり方検討会を令和 5 年から開催して継続的に各関係所管間での協議を続けている状況である。

これらを確認した上で、中長期保全計画改修工事基本構想や、あり方検討会資料、生涯学習センター利用状況分析資料、利用者アンケート結果等を閲覧し、適切に計画の立案がされて進捗しているかを確認した。

結果として、各協議体は定期的かつ客観的に進められているものと考えられる。一方で、将来の予算額も多額となることや生涯学習スポーツ部だけでなく建築課等の他の所管課との連携も不可欠であるため具体的な施策は明確とはなっていない状況である。将来も市民の生涯学習の中心拠点施設となる可能性があるため、早期の施策決定が望まれる。

（学習支援課）

## ② はちおうじ出前講座について（意見）

令和6年度版

自治会・サークル活動・子ども会・学習会など  
みなさんの地域で講座を行います！

# はちおうじ 出前講座

出前講座は皆さんが身近な場所で生涯学習活動に取り組めるよう支援します  
ご利用にあたって、表紙の裏の「ご利用案内」をご確認の上、お申込みください

講座は全部で128種類！

市役所編 95講座  
官公署・企業編 33講座

講師料は無料です！  
お届けします！

令和6年（2024年）7月  
八王子市

あなたのまちも、  
あるけるまち。  
八王子

【出典】八王子HP より

はちおうじ出前講座では上記パンフレット表紙にもあるように講師料は無料となっている。また、講師は市の職員が担っている。職員の知見や専門性がもとなるものであり、市民にとってはとても有益な講座であると考え（他市においても、出前講座の講師料は基本的に無料である）。無料で良質なサービスを提供する市の対応は評価すべきである。

しかし、職員のマンパワーによる部分が多い講座形態であるとのことであり、このような講座の継続性、更なる充実、リカレント教育との兼ね合わせでの相乗効果など

目指した場合、更なる手間が増えることが想定され、ある程度の費用負担を前提とし、出前講座利用者の理解を求めていくべきではないかと考える。

(学習支援課)

③ 八王子リカレント教育支援アプリ「はちリカ」について（意見）

リカレント教育は政府広報オンラインにもあるように、日本人の平均寿命の延びと技術革新の急速な進展に影響され近年注目されるとともに、政府としても給付金や助成金などの支給や訓練の場などを積極的に提供している分野である。

### 八王子リカレント教育支援アプリ「はちリカ」

このアプリは、社会人になった後も新たな知識や技能、教養を身に付け、キャリア形成につなげられるような講座情報を提供するアプリです。  
アプリは無料で利用できます。ぜひ、ご活用ください！



【出典】八王子市 HP

八王子市では、「はちリカ」というアプリを活用して、リカレント教育を後押ししている。これは、他市ではほとんど実施していない取り組みであり、評価すべき点である。

しかし、HPに記載があるように、当該アプリではあくまでも講座情報の掲載にとどまり、講座の申し込みなどはできない。

また、生涯学習に近い分野の講座が比較的多数含まれてる状況である。当該アプリの更なる利便性の向上及びリカレント教育への後押しを期待する。

そして、リカレント教育の旗振り役は国が大部分担っているのが現状であり、市区

町村では情報の提供や費用助成等サポート的な役割を果たしているが、教育を受ける住民（受けたい住民）が、何をすべきかが明確ではない印象を受ける。この印象を払拭するために、例えば、埼玉県戸田市では、対象者を明確にし、地域特性を考慮するような取り組みがなされている。

## 戸田市の特徴

戸田市民の平均年齢は41.1歳と県内1位の若さ。（2020年1月時点）  
区画整理を中心とした都市開発が進んでいることに加え、子育て支援や教育環境の充実に注力していることも後押しして、子育て世代を中心に人口が増加しています。電車等で市外へ通勤し働きながら、子育てをする忙しい日々を送っている人たちが多くという、戸田市ならではの特徴があります。



## 学習活動をしている人は、年々減少。 その理由は「忙しさ」と「きっかけのなさ」

戸田市民の生涯学習に関する考えを明らかにするため、2020年に市民意識調査を実施しました。調査結果からは、現在学習活動をしている人は40.5%で、年々減少傾向にあり、理由として「仕事や家事の忙しさ」や「きっかけのなさ」があることが分かりました。このことから、学習時間を割くことが難しい市民に向けて、働きながら学べる環境を整える必要があります。

学習活動を  
しなかった理由  
(上位3つ)

きっかけが  
ない

仕事や家事が  
忙しい

お金がかかる



## 戸田市で展開する リカレント教育

市民意識調査の分析から、戸田市ならではの地域特性を踏まえ、特に若い世代や学び直したい世代に向けて、「戸田市版リカレント教育」を提供します。

## リカレント教育推進に向けた学びのコンテンツ

仕事や家事に忙しい日々のなかでも、学習を始められるきっかけづくり



インターネットを活用した講座の配信により、場所や時間を選ばず学習できるように

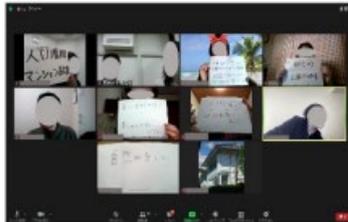


オーディオブック等の音声配信サービスの活用による「聴く学び」の提供



戸田市電子図書館  
Toda Digital Library

電子図書館の拡充により、読書をより身近に



「働きながら学び続ける」を可能にする仕組づくり

講座のオンライン配信や、市公式YouTubeでのオンデマンド配信を実施し、時間や場所を選ばず学べる環境を整えています。



大学との連携による講座の実施

大学と連携し、最先端の高度な学術研究に触れる機会を提供しています。



女性の学び直しへのニーズにこたえる

女性の就職・起業に関する学習支援に関する講座を実施しています。

## リカレント教育推進に向けた調査・研究等

「学び直し」の普及に向けた情報発信、調査研究

音声配信サービス等、すきま時間で学べるコンテンツの拡充に向けた調査研究や、リカレント教育への市民ニーズの調査・分析、効果検証を行います。

継続的な学習を支援する学習記録に関する調査研究

学習記録の可視化、蓄積や活用により、継続的な学びにつなげる学習記録ツールに関する調査研究を行います。

ICTと対面型を組み合わせたハイブリッドな学びの実現

文化・芸術に関する映像を利用した講座や、インターネットを活用した講座の配信等を進めます。また、公民館等を活用し、対面だからこそできる体験型講座を実施することで、個別のニーズに応じたハイブリッドな学びの実現を目指します。

戸田市教育委員会事務局 生涯学習課

【出典】戸田市HPより

八王子市では、多種多様な職業情報、人手不足の顕著な業種の情報や人口統計の情報等を保有しており、このような情報を基に八王子市としてのリカレント教育の方向性などを示していくのも、一つの案だと考える。

(学習支援課)

④ 八王子リカレント教育支援アプリ「はちリカ」の導入委託契約について（意見）

「はちリカ」は、リカレント教育（社会人になった後も新たな知識や技能、教養を身に付け、キャリア形成の支援や人生を豊かにすることを応援する教育）の講座情報を提供するアプリであり、検索機能やプッシュ通知機能も付いて無料で誰もが利用できる、八王子市が新たに導入したスマートフォンアプリである。

八王子市は、本アプリ導入委託契約を令和2年12月に、変更契約を令和3年2月に締結している。契約の流れは以下のとおりである。

令和2年9月にX社から29万円の見積書を得て、金額50万円以下であることから、八王子市契約事務規則第42条に基づいて随意契約とすることを決定した。令和2年12月に他一社との見積もり合わせの結果、X社と29万円の委託契約を締結した。その後、令和3年2月にアプリの仕様をX社と詰めていく中で仕様変更の必要が生じ、仕様内容と金額を29万円から95万円へ増額する変更契約を締結した。

上記について、すなわち、変更契約によって29万円から95万円に増額されたことについて、実質的には少額随意契約の要件を満たしていなかったのではないかと、本来は競争入札が妥当だったのではないかとこの質問を担当課にしたところ、手続上の問題は無いとの回答を得た。実際に書類を確認したところ事務手続上の問題は認められなかった。

しかしながら、自治体の契約事務は、経済合理性に留意しながらも、公平性・公正性が求められるところ、本件については、当初から仕様の検討や入手見積りの検討が十分に行われていたなら、95万円に近い金額の契約として競争入札により広く複数者が競争に参加する機会を得られたところ、29万円の契約として随意契約として行われたことは、公平性・公正性の点から問題があったのではないかと考えられる。加えて、このように当初50万円以下の契約として随意契約の事務手続を経たのち、契約変更によって50万円を超えることが頻繁に行われれば、随意契約を限定した地方自治法施行令167条の2第1項2号の趣旨を逸脱することになる。

本件については、担当課で初めてのスマートフォンアプリ導入契約であり、限られた時間と人員で仕様の決定や調達先の選定を行うのは困難を伴うものであったと推測されることから、直ちに不適切と断定することはできない。しかしながら、例えば、システムやアプリ導入に関する契約の際には、企画、仕様設計、調達ノウハウ等についてデジタル推進課等の専門部署に伴走支援を求める等、今後は同様のことが生じないような対応されたい。

（学習支援課）

以上